

平成24年3月甲良町議会定例会会議録

平成24年3月7日（水曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- | | | |
|-----|--------|-------------------------------------|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | | 会期の決定 |
| 第3 | 議案第6号 | 甲良町税条例の一部を改正する条例 |
| 第4 | 議案第7号 | 町長の専決事項の指定の一部変更について |
| 第5 | 議案第8号 | 甲良町債権の管理に関する条例 |
| 第6 | 議案第9号 | 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 第7 | 議案第10号 | 甲良町子どもの家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第8 | 議案第11号 | 甲良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 第9 | 議案第12号 | 甲良町老人憩の家の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第10 | 議案第13号 | 甲良町児童館の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第11 | 議案第14号 | 甲良町教育集会所の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第12 | 議案第15号 | 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更につき、議決を求めることについて |
| 第13 | 議案第16号 | 平成23年度甲良町一般会計補正予算（第6号） |
| 第14 | 議案第17号 | 平成23年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 第15 | 議案第18号 | 平成23年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第16 | 議案第19号 | 平成24年度甲良町一般会計予算 |
| 第17 | 議案第20号 | 平成24年度甲良町国民健康保険特別会計予算 |
| 第18 | 議案第21号 | 平成24年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 第19 | 議案第22号 | 平成24年度甲良町介護保険特別会計予算 |
| 第20 | 議案第23号 | 平成24年度甲良町墓地公園事業特別会計予算 |
| 第21 | 議案第24号 | 平成24年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 |
| 第22 | 議案第25号 | 平成24年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算 |
| 第23 | 議案第26号 | 平成24年度甲良町下水道事業特別会計予算 |
| 第24 | 議案第27号 | 平成24年度甲良町水道事業会計予算 |

- 第25 同意第2号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて
- 第26 大滝山林組合議会議員の選挙について
- 第27 発議第2号 甲良町議会改革特別委員会設置に関する決議
- 第28 請願第1号 環太平洋経済連携協定（TPP）交渉に関する意見書の提出を求めることについて
- 第29 一般質問

◎会議に出席した議員（12名）

1番	阪東佐智男	2番	野瀬欣廣
3番	西川誠一	4番	濱野圭市
5番	木村修	6番	宮寄光一
7番	藤堂一彦	8番	丸山恵二
9番	金澤博	10番	山田壽一
11番	西澤伸明	12番	建部孝夫

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	堀内光三
総務課長	山本貢造	会計管理者	山本昇
教育次長	金田長和	産業課長	茶木朝雄
企画監理課長	米田義正	人権課長	中山進
税務課長	建部真理子	建設課長	若林嘉昭
水道課長	茶木作夫	住民課長	中川愛博
保健福祉課長	川嶋幸泰	呉竹センター館長	奥川喜四郎
直売所準備室長	阪東克美	保健福祉課参事	片岡聡
総務課参事	陌間忍	長寺センター館長	大野政士
支援センター所長	奥村晃子	社会教育課参事	池田弥太郎

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	大橋久和	書記	宝来正恵
------	------	----	------

(午前 9時10分 開会)

○**建部議長** ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成24年3月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 西川議員および4番 濱野議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議第とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月23日までの17日間と決定いたしました。

これより、町長のあいさつ、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○**北川町長** 本日、平成24年甲良町議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただき、まことにありがとうございます。

平素は、町政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

提案説明に先立ち、若干の行政報告を申し上げます。

さて、我が国は消費増税を含めた社会保障と税の一体改革をはじめ、TPP問題、エネルギー政策、あるいは防災体制の再構築など、多くの課題に直面しており、その状況が国会で審議されておりますが、そのいずれも地域住民の生活や行財政運営に大きく影響を受けるものであります。そのような中で、私は住民目線に立った町政運営を推進したいと考えておりますし、6町の滋賀県町村会で毎月定期的に会議を持っていただき、こうした課題に関する情報の収集や意見の交換を行っているところであります。

去年は、3月11日の東日本大震災における避難者の受け入れや、住民の皆さんの善意により集まった支援物資を福島県の大熊町、楢葉町の避難者にお届けいたしました。

今回の大震災を教訓にして、地域住民のセーフティネットを重層的に構築

するため、現在、近畿2府4県の町村で公正する近畿県町村会で府県を越えた相互支援協定を締結することを協議しています。

2月29日は、鈴鹿山脈沿いの湖東地域の甲良町を含む6市町で森林に関する課題に解決に向けて連携する湖東の森林づくりに関する共同宣言を発表いたしました。これは、地元の森林を次世代へ継承していくため、地域材の活用と森林継承に自治体が積極的に関与していくことをめざすもので、本町のせせらぎ交流館の建設についても町営林の木材を活用していることも多いにPRしたところでもあります。

今議会で、本町の新年度予算を審議いただきますが、限られた収入財源を適切かつ効率的な行政サービスに活かし、町民全体の幸せにつながるよう、しっかり行政運営をしていく所存でありますので、議員各位のご支援をよろしくお願い申し上げます。

議案第6号は、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、甲良町税条例の一部を改正するものであります。

議案第7号は、300万円以下の金銭債権に係る裁判ができるようにするために、町長の専決事項の指定の一部を変更するものであります。

議案第8号は、滞納分の債権を回収するため、新たに甲良町債権の管理に関する条例を制定するものであります。

議案第9号は、甲良町介護保険条例の一部を改正する条例で、介護保険料改定に伴うものでございます。

議案第10号は、学童保育の開設時間を超えて利用する場合の利用料等を追加するため、甲良町子どもの家の設置および管理に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第11号は、国土交通省の占用料改定に伴い、甲良町道路占用料徴収条例の一部を改正するものであります。

議案第12号から第14号は、長寺および呉竹地域総合センター改築に伴う地番の変更ができていなかったため、今回甲良町老人憩いの家の設置等に関する条例、甲良町児童館の設置等に関する条例および甲良町教育集会所の設置等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第15号は、地方自治法第290条の規定により、滋賀県市町村職員研修センター規約の変更につき、議会議決をお願いするものであります。

議案第16号は、平成23年度甲良町一般会計補正予算(第6号)で、1,257万円を減額し、補正後の予算の総額を37億3,970万9,000円とするものでございます。

主な補正項目といたしましては、歳出では、総務管理費における共済組合負担金の増、住民基本台帳費における電算システム委託の減、社会福祉費に

おける福祉医療費、保健福祉センター施設管理費の増、グループホーム消化設備設置工事、温水プール改修工事の減ほか、児童福祉費における子ども手当の減ほか、農林水産業費におけるせせらぎの里整備工事の増、地元木材利用促進事業委託の減ほか、土木費における除雪委託の増、町道新設改良費の減、特別会計操出金で、新築資金会計操出金の増、歳入では、町税における法人税の増、国庫支出金における障害者自立支援給付負担金の増、子ども手当交付金、社会資本整備交付金の減ほか、県支出金における福祉医療費補助員の増、子ども手当交付金の減、基金繰入金における財政調整基金繰入金の減、諸収入における広域連合負担金戻入、老人保健第三者行為納付金の増ほか、地方債における緊急防災・減災事業債の増、公共事業債等債の減等でございます。

議案第17号は、平成23年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第2号）で、630万円を増額し、補正後の予算の総額を7億750万1,000円とするものでございます。

主な補正項目といたしましては、歳出では、一般管理費におけるシステム変更業務委託の増、歳入では、国庫支出金における事務費補助金の増、繰入金における一般会計繰入金の増でございます。

議案第18号は、平成23年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）で、298万7,000円を増額し、補正後の予算の総額を4,658万9,000円とするものでございます。

主な補正項目といたしましては、歳出では、公債費における繰上償還元金の増、歳入では、一般会計繰入金の増、貸付金元利収入における貸付金収入の減でございます。

議案第19号は、平成24年度甲良町一般会計予算で、歳入は、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な普通交付税について、前年度予算に対して約1億円の減額となることが予想されます。そして、特別交付税につきましても、東日本大震災の影響で、昨年度よりさらに減額となり、本町の財政運営に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

また、町税では、固定資産税が評価がえにより減額となりますが、町民税で税制改正による増額、法人税も一部企業の業績好調により、前年度を大幅に上回りましたが、町税全体では約3,400万円増となりました。

一方、歳出では、せせらぎの里整備をはじめとする農業振興施策や、子育て支援施策、教育施策の充実、道路整備、電算システムの更新などの予算が主な内容であります。

平成24年度当初予算の収入不足は、基金を充当するとともに、歳出面では人件費削減・事務事業の見直し等による経費の削減を図り、不足財源の対

応をいたしました。

以上のことから、前年度と比較し4%増の37億6,700万円となりました。

主要施策の概要に掲げておりますとおり、新年度の事業の重点は、保健・福祉施策では、生活力の弱い「ひと」が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、在宅高齢者介護用品支給事業、各種がん検診委託事業、教育・文化振興施策では、まちの財産は「ひと」であることから、人類愛と郷土愛をはぐくむ教育の向上を図るため、小学校等外国語活動指導員設置事業、中学生海外派遣研修事業、子育て支援施策では、子育て支援センター運営事業、妊婦健康診査事業、まちづくり施策では、町総合発展計画に掲げた笑顔で暮らせる豊かな農村の実現をめざすため、各集落への地域自治交付金、若者の定住化を図るため、新たな出会い事業、農業・産業および観光振興施策では、せせらぎの里こうらにつきましては、平成24年度に交流館を建設し、本格くオープンをめざします。そのため、今年度中に運営方針を決定し、管理運営の体制づくりと、年間を通じた農産物・果樹・加工品の確保が図れる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、環境保全型農業の支援策として、環境こだわり農業支援補助金の充実、また、商工振興施策として、住宅リフォーム・太陽光発電設備設置補助金制度を継続し、地域の活性化を図りたいと考えております。

そして、昨年度に引き続き、せせらぎの里こうらを拠点とし、農産物収穫体験・観光事業を実施いたします。

安心・安全のまちづくりでは、「ひと」を守る、地域を守る災害に強い安心・安全なまちづくりをめざすため、町防災計画の見直し、橋梁長寿命化修繕計画の策定、雇用対策では、雇用情勢の悪化に対応するため、次の雇用のつなぎとする短期雇用の緊急雇用対策事業、公共事業では、町道金屋池寺長寺線改良事業の予算計上をいたしました。

その他、各科目に計上した予算でバランスよい行財政運営に心がけ、住民サービスの低下を来さないよう努力をいたしたいと考えております。

議案第20号から第27号までは、平成24年度の7特別会計および企業会計の予算で、それぞれの会計設置目的に沿った予算編成を行い、8会計の合計は24億3,577万9,000円で、前年度と比べ1.2%の増となりました。

国民健康保険特別会計では介護保険納付金や後期高齢者支援金が増加していますが、医療費は横ばいの傾向であります。また、特定健康診査で受診率がかなり低いことから、引き続き徹底した未受診者対策として保健指導に取り組むこととしております。

予算規模は、前年度対比1.1%減の9億5,398万2,000円を形状いたしました。

後期高齢者医療事業特別会計では、医療費が増加していることや、平成24年度に保険料の改定が実施されることから、前年度対比35.1%増の6,888万8,000円を計上いたしました。

介護保険特別会計では、平成23年度に介護保険計画の見直しを行い、平成24年度に保険料の改定が実施されます。デイサービスなどの居宅介護サービス給付費や施設介護サービス事業費が増加しているため、前年度対比2.6%増の6億9,356万9,000円を計上いたしました。

墓地公園事業特別会計では、永代使用の促進を図るため、平成20年度に墓碑移転促進補助制度を創設しました。予算規模は、前年度対比4.6%減の210万8,000円を計上しました。住宅新築資金等貸付事業特別会計では、町債残高の減により公債費も年々減少することから、前年度対比9.0%減の3,968万3,000円を計上いたしました。

土地取得造成事業特別会計では、引き続き事業残地の処分を推進するため、前年度同額の400万2,000円を計上いたしました。

下水道事業特別会計では、面整備もほぼ完了しつつあり、事業量が減少しましたが、流域下水道維持管理負担金や公債費が増加していることから、前年度対比0.4%増の4億1,243万3,000円を計上いたしました。

水道事業会計では、公債費は横ばいであるが、事業量が増加したことにより、前年度対比2.5%増の2億6,111万4,000円を計上いたしました。

同意第2号は、任期満了に伴う、甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、再任の同意を求めるものであります。

以上、本日提出いたしました案件につきまして、その概要の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決および同意を賜りますようお願い申し上げます。提案説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**建部議長** お諮りいたします。

これより、審査願います日程第3 議案第6号から日程第6 議案第9号までの条例改正と条例制定については、会議規則第39条第1項の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました議案付託表のとおり、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

念のため、申し上げます。付託された案件につきましては、本日質疑は許しますが、討論、採決は行いません。最終日に、委員長報告の後に討論、採決を行いますのでご承知おきください。

それでは、日程第3 議案第6号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第6号 甲良町税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成24年3月7日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○建部税務課長 議案第6号 甲良町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回、国において地方税法の一部を改正する法律が平成23年12月2日に公布されたことに伴いまして、甲良町税条例の一部を改正するものでございます。

概要につきましては、法人税法の改正の影響を受けて、法人県民税および法人町民税が減収となる一方で、県については法人事業税等が増収となり、法人県民税の減収額を上回るため、県と町との増減比を調整するための改正、また、退職所得に対する特例措置の廃止、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保のための改正が行われるものでございます。

それでは、改正文の方をお願いいたします。

甲良町税条例の一部を改正する条例。

甲良町税条例（昭和30年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第95条中「4, 618円」を「5, 262円」に改める。

付則第9条を次のように改める。

第9条、削除。

付則第16条の2第1項中「2, 190円」を「2, 495」円に改める。

付則に次の1条を加える。

（個人の町民税の税率の特例等）

第22条、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税率は第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

付則。

(施行期日)

第1条、この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1、付則第9条の改正規定および次条の規定、平成25年1月1日。

2、第95条の改正規定、付則第16条の2第1項の改正規定および付則第3条の規定、平成25年4月1日。

(町民税に関する経過措置)

第2条、平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（この条例による改正前の町税条例第53条の2に規定する退職手当等をいう。）に係るこの条例による改正前の町税条例付則第9条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(町たばこ税に関する経過措置)

第3条、平成25年4月1日前に課した、または、課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第4 議案第7号と日程第5 議案第8号について、関連がありますので一括で議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**大橋事務局長** 議案第7号 町長の専決事項の指定の一部変更について。

議案第8号 甲良町債権の管理に関する条例。

上記の議案を提出する。

平成24年3月7日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

会計管理者。

○**山本会計管理者** 提案説明としましては、滞納徴収によりますと、税につきましては、滞納処分はできますが、それ以外の水道料金、住宅新築資金貸付金、それから住宅家賃等については税と同じように強制執行できません。そのかわり、法的手続をとることにおきまして滞納金の徴収をすることができますので、今回、町長の専決事項の指定の一部の改正と、新しく甲良町債権の管理に関する条例の制定をお願いするものでございます。

それでは、議案第7号の町長の専決事項の指定の一部変更についてご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

町長の専決事項の指定の一部変更について。

平成5年2月10日に議決された町長の専決事項の指定の一部を次のように改正する。

第2条の次に、次の1条を加える。

3条としまして、地方自治法第96条第1項第12号に規定する訴えの提起、和解および調停のうち、その目的の価額が300万円以下の金銭債権にかかるものに関する事。

付則としまして、この指定は、平成24年4月1日から施行をお願いするものでございます。

引き続きまして、議案第8号の、町債権の管理に関する条例でございます。

次のページをお願いいたします。

新規条例でございます。甲良町債権の管理に関する条例。

(目的)

第1条、この条例は、町が有する債権の管理等に関する事務の処理について一般的な基準、その他必要な事項を定めることにより、債権管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条、この条例において、「町の債権」とは、金銭の給付を目的とする町の権利をいう。

(他の法令との関係)

第3条、町の債権の管理に関する事務の処理については、法令または条例もしくはこれに基づく規則に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(町長の責務)

第4条、町長は、法令または条例もしくはこれに基づく規則の定めに従い、町の債権の適正な管理に最大限努めなければならない。

(台帳の整備)

第5条、町長は、町の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を整備するものとする。

(専決処分)

第6条、町の債権のうち、町税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るものをいう。）および国税または地方税の滞納処分の例により処分することができるもの以外のものについて訴訟手続等に

より履行を請求する場合において、その目的の価額が300万円以下であるときは、町長の専決処分事項の指定について（平成 年 月 日議決）により処理することができる。

第2項、町長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを議会に報告しなければならない。

（債権の放棄）

第7条、町長は、町の債権（地方自治法（昭和22年法律第67号）第236条第2項に規定する時効による消滅につき時効の援用を要しない債権を除く。）について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権およびこれに係る損害賠償金その他徴収金の全部または一部を放棄することができる。

1、当該債権につき消滅時効が完成したとき（時効完成後に債務者が当該債権につき一部を履行したとき、その他債務者が時効を援用しない特別の理由があるときを除く。）。

2としまして、債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行した場合の費用ならびに他の債権に優先して弁済を受ける債権および本町以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

3、破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。

4、当該債権の存在につき法律上の争いがある場合において、町長が勝訴の見込みがないものと決定したとき。

5、債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。

6、債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受け、またはこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、当該債権について弁済することができる見込みがないと認められるとき。

7、債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

第2項、町長は、前項の規定により債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

（期限の利益の喪失）

第8条、町長は、町から資金の貸付けを受けた者が償還金の支払いを継続して怠り、かつ、償還金の支払いにつき特に誠意を有すると認められないときは、期限の利益を喪失させ、元利金の全部または一部について返還を命ず

ることができる。

(委任)

第9条、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付則としまして、この条例は、平成24年4月1日から施行をお願いしたいものでございます。

以上でございます。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

金澤議員。

○**金澤議員** 9番 金澤です。

債権のところ、7条の債権の放棄というところで、6の項目ですね、債権者が著しい生活困窮状態ということは、これはどの辺までが困窮という分に、町長として判断する基準というのはどこの辺ですか。

○**建部議長** 会計管理者。

○**山本会計管理者** ここにも書かれておりますとおり、生活保護法、これに該当して、どうしても自力再建、自分で働くことができないとか、そういうような場合にはこれに該当していきたいと思っております。

○**建部議長** ほかに。

西澤議員。

○**西澤議員** 私は、細かい質疑は委員会に付託をされることが決まりましたので、そこにゆだねたいと思いますが、条例制定の基本となる幾つかの点についてお尋ねをしておきます。

1つは、議案第8号の方ですが、債権の管理に関する条例。この条例をずっと第9条まで見ますと、現在施行されている民法や、それから町の保有する債権の確定、権利の承認ですね、そういうところから見れば、現在の条例や法律でも十分間に合う部分が幾つもあると思いますが、あえて議案7号と8号を連動させてこの条例を制定したことにはどういう意味があるのかということですね。それは具体的に目的の1のところを見ていると、今まで債権管理に関する条例ないしはそういう規則、それから庁舎内、役場内で取り決めがなかったように見えるんですが、そういう条例や取り決め、規則などがあつた上にこの条例が改めて施行、制定する必要があるということになった背景、原因、これを説明していただきたいんです。それが1つです。

それから、2つ目は、債権管理に関する条例のところの第3条、他の法令との関係で、2段目のところに特別の定めがある場合を除くほかというのがあります。特別の定めがある場合とはどんな事例があるのかというのを示していただきたいということです。

それから3つ目は、先ほどの質問ともかぶりますが、第8条、期限の利益

の喪失、これは民法にもうたっています。それをあえてこの条例の中にもうたうというのはどういうところで出てくるのかということです。それが3点目。

4点目は、債権の放棄の(4)です。当該債権の存在につき法律上の争いがある場合において、町長が勝訴の見込みがないと決定したもの。つまり、訴訟途中で、これは勝てないなど。何を基準で判断するのか、非常にあいまいになります。これはどういう基準でしようとしているのか。この4点、よろしくをお願いします。

○建部議長 会計管理者。

○山本会計管理者 西澤議員の指摘、言われるとおり、規則に、たしか財務規則の165号でしたか、そこにもこの債権の放棄ということはうたわれております。これにあえて条例に載せるということで規則以上に厳しいということでこれを載せさせていただくということで今回提案させていただいたということでございます。

それと、第8条でしたね。これも民法に載っておりますが、それもあえて第8条の期限の利益の喪失ということですが、これもあえてこの条例の載せたのは、これも皆さんに知っていただくということを重きに置くということで載せさせていただいております。

それと、特別な定めを除くということで書かせていただいておりますが、これは法律、ほかに私らの知らないものもありますので、そういうような点が出てきたときに、当方がそれを、我々も勉強しておりますけれど、その中で法律的なものが、それが違ったときは困りますので、そういうようなときにということで運用させていただくためにつくっております。

それともう1点、これは、このときになってみなわかりませんので、そのときになった時点で弁護士さんと相談させていただいてという形の、そのためにつくらさせていただいております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 これは委員会に付託されておまして、私が委員長であります。運営の責任を行って質疑には集中できないかと思うので聞いておいたんですけども、不十分な答弁の部分がございましたら、改めて質問もいたしますし、当局側からも調べた上で適切な回答なり見解なりを示していただければ結構だと思いますので、よろしくをお願いします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第6 議案第9号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第9号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成24年3月7日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課参事。

○片岡保健福祉課参事 議案第9号の甲良町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例の改正につきましては、介護保険法第117条の規定により、介護保険事業計画、3年に一度の見直しになっております。そのため24年度から26年度の3年間の保険料につきまして、保険料を改正する条例であります。それともう一つは、高齢者保健福祉審議会委員の改選でございます。これにつきましては、平成22年当時の議長名で運営委員会等の職につきまして委員の就任しない旨の通知をいただいております。今回、高齢者福祉審議会の委員さんについての改選も同時にお願ひしたいと思います。

それでは、本文につきまして、ご説明を申し上げます。

甲良町介護保険条例の一部を改正する条例。

甲良町介護保険条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第1号中「第38条第1項第1号に掲げる者2万4,600円」を「第39条第1項第1号に掲げる者3万3,240円」に、同条第2号中「第38条第1項第2号に掲げる者2万4,600円」を「第39条第1項第2号に掲げる者3万3,240円」に、同条3号中「第38条第1項第3号に掲げる者3万6,900円」を「第39条第1項第3号に掲げる者4万9,860円」に、同条第4号中「第38条第1項第4号に掲げる者4万9,200円」を「第39条第1項第4号に掲げる者6万6,480円」に、同条第5号中「第38条第1項第5号に掲げる者6万1,500円」を「次のいずれかに該当する者8万3,100円」に、アといたしまして、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という）が190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者。

イといたしまして、要保護者であって、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態とな

るもの（39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。））。また、次の号イに該当する者を除く。）に、同条第6号中「第38条第1項第6号に掲げる者7万3,800円」を「次のいずれかに対合する者9万9,720円。

ア、合計所得金額が300万円未満である者であり、かつ前各号のいずれにも該当しない者。

イ、要保護者であって、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態になるもの（第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。」に改め、同条に次の第1号を加える。

（7）で、前各号のいずれにも該当しない者11万6,340円。

第20条第2号中「議会」を「公益」に改める。

付則、この条例は、平成24年4月1日から施行します。

それと、今日、ちょっとお手元の方にお配りをさせてもらっております保険料率と運営状況について、若干ですけれどもご説明をさせていただきたいと思えます。

お手元の方で、数字の方が羅列があります。介護給付費の推計というものをお手元の方に、今日、本日配らせていただいております。

24年から26年という形の方でありますけれども、これにつきましては、国の方からの介護保険の保険料ワークシートという形で、積算根拠の計算式をいただいております。それに当てはめて計算をさせてもらった部分の数字でございます。

介護給付費につきましては、3年間につきましては、24年度が5億5,959万8,079円、25年度が5億7,506万3,926円、26年度が5億8,518万2,123円となっております。

次のページをめくっていただきますと、介護予防の方の給付費の推計額になっております。

3年の分が今と同じように、24年から26年まで計算で上がっております。

次のページにつきましては、標準給付費です。3年間の部分、それと、それに伴って、左の方にありますけれども、特定入所者の介護サービス等の給付額、そして高額介護サービス等の給付額、高額医療合算の介護給付額等の部分、支払手数料の部分、3年間の部分であります。3年間トータルいたしますと19億7,572万7,265円という計算になっております。

それに伴いまして、下の方に事業費という形があります。地域支援事業費という部分があります。これにつきましては、今の標準給付費の3%を上限となっております。3%を超えた部分でなっております3年間の部分で5,

924万4,816円という計算になっております。給付費と事業費を合わせまして20億3,497万2,081円の事業費でございます。

次のページ、こちらの方をめぐっていただきますと、その第1号被保険者の保険料、必要な保険料額の計算という形になっております。

先ほど申し上げましたように、標準給付費、そして地域支援事業費、そして1号被保険者の負担分相当額という形、これにつきましては24年度から、今現在20%でありますけれども、21%に引き上げがなります。ということで、21%掛けた部分が相当額ということで4億2,734万4,837円という形の計算になっております。

それと、調整交付金相当額、これは5%という形で標準給付費の額が出ております。見込みですけれども、調整率の割合が6.36%、その見込み額ということで、下の方になっておりますけれども、1億2,565万7,000円。

今回、財政安定化基金取り崩しの交付額ということで、以前ずっと国・県・町が積み立てをされて県の方で保管されている基金があります。会計検査の指摘もありまして、3分の1を国・県・町に返すということになっております。その甲良町の場合の取り崩しの交付額、内示で来ておりますけれども、405万9,000円を充てるとということで、最終的に保険料必要額につきまして一番下の部分で、3年間で3億9,641万4,500円という推定になっております。

それに伴いまして、次のページの方につきましては、保険料収入差額につきまして、年額、そして月額保険料基準というものが割安になっております。月額で申しますと、5,540円になりますよという形で、その下の方には7段階の保険料ということで、段階別の保険料にはなっております。1段階が0.5、そして2段階も0.5、3段階は0.75、4段階は1.0、5段階が1.2、6段階が1.5であります。今現在とも同じですけれども、今度からは7段階、もう1段階増やして1.75という形での部分が出ております。月掛けの保険料が下の方でございます。

次のページをめぐっていただきますと、現在の保険料と21年、23年度の保険料、そしてまた24年改正の保険料の比較ということで上げさせてもらっております。

そして、もう一つの、甲良町介護保険事業の運営状況というのをお手元の方に、グラフのついたやつをお手元にさせてもらっております。

これにつきましては、平成12年度から、済みません、先ほどの保険料額の比較表ですけれども、保険料（年額）とありますところ、月額ということであります。年額でのうて月額であります。申しわけありません。訂正をお願い

いたします。この一番最後の表のやつで、（保険料年額）というところですけども、月額であります。申しわけありません。

甲良町介護保険事業の運営状況というのを、一覧表を出してもらっております。

これは、介護保険制度、平成12年に始まりました。それからの部分をずっと記入をさせてもらっております。介護保険12年に始まってからの23年までということで、高齢化率が25.8%になっております。人口が7,849人に対しまして、65歳以上の方、2,026人ということで、4人に1人が65歳以上ということで高齢化が進んでおるという状況です。

認定率につきましては、そのうち介護保険サービスを受けられる方、認定ということで、申請されて認定を受けられた方が19.7%ありますよということです。これも年々増えてきております。400人ほどになってきておりますということで、5人に1人ぐらいが認定を受けておられるという状況でございます。

あとのことにつきましては、その他見ていただいて参考にしていただければと思いましたので、12年からの分をずっとさせてもらっております。

以上であります。よろしく願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

西澤議員。

○**西澤議員** この議案についても、委員会付託になっておりますので、詳しくはそこで論議、審議をしていきたいと思いますが、基本点のところの資料提供をどうのように考えておられるのか、お聞きをいたします。

1つは、県下の値上げの状況が審議会、私も審議会にたまたま委任をされましたので、出席をさせていただいて論議に加わらせていただきました。そこでも説明がありましたので繰り返しになりますが、議員の皆さんはご存じではございません。県下の値上げ状況は、3,500円から500円単位刻みでありまして、19自治体のうち3,500円から4,000円、4,000円から4,500円、4,500円から5,000円、これが、5,000円までの値上げが11自治体、それから、5,000円から5,500円が3自治体、そして、5,500円以上が1自治体。これが甲良町という説明であります。これで間違いがないかどうかですね。そして、委員会では、この詳しい資料を提出をいただきたいと思っております。

そして2つ目は、1人当たりの給付費、これを割りますと金額が出てまいります。施設利用との比較で甲良町、多賀町、豊郷町、愛荘町が並べられて、この近隣と比べても給付費、それから施設利用が非常に大きな金額に甲良町はなっているという示しがあります。これも間違いがないか。

それで、県下の平均、この給付費と施設利用の県下の平均が資料をいただいていませんので、どういふようになるのか、示していただきたい。これが2つ目です。

3つ目は、基準額、これが年額4万9,200円から6万6,480円、月額にして4,100円から5,540円になります。値上げ幅は35%です。この審議会でも一般会計からの何らかの繰り出しをして値上げ幅を抑えるべきだという意見も出てまいりました。

そこで、負担軽減策、どういふように進めるつもりなのか。この介護保険料の金額は徴収するはするで、利用料や、それから介護保険料そのものの軽減策を一般会計からの繰り出しをして軽減を進める予定があるのか、それともそういう大決断が要るといふことで私も審議会では意見を述べさせていただいていましたんですが、そういういふ状況の検討状況はどうだったのか、お答えいただきたい。

以上です。

○建部議長 保健福祉課参事。

○片岡保健福祉課参事 今ほど西澤議員の方からありましたけども、保険料の月額の部分につきましてですけども、県下のやつ、先ほど今、審議会でもご報告させていただきましたけども、2月初めの状況といふことで、今言うてくれはった部分しか今手元にはありません。その後のやつは、県といたしましては、各保険者の方で今条例といふことで提案をされております。それが通った後、公表といふ形がとられると思っておりますけども、今現在のところは、先ほど言われましたように、審議会でご報告させてもらった、今ご報告がありました件数であります。

そして、県下の平均1人当たりの部分でございます。審議会でもご報告をちょっとさせていただきましたけども、介護給付費、これは県のやつでデータをいただいております21年度確定がしておるといふ部分でございます。介護給付費の高額介護サービス等特定入居者の介護サービス費を除いた部分ですけども、それにつきまして県下で甲良町の場合は1番といふことで、1人当たり11万6,046円といふことで利用額となっております。

そして、もう1つの施設サービス費であります。施設サービス費につきましても高額介護サービス、特定入居者介護サービス費を除いた部分で県下で1番といふ形になっています。1人当たりの金額が28万9,754円といふ形で、在宅につきましても、施設についても21年度は県下で1番の給付費といふ形となっております。

軽減策といふことで3つ目をお示しといふことでお話がありましたけども、財政事情の厳しい甲良町の場合といふことで、そして、基金も4期のときに

は3,000万ほどありましたが、今年度でなくなってしまうよと
いうことでもあります。ということで、軽減、一般会計の繰り入れとい
うことも厳しい折ということで、その点につきましてははないとい
うことで考えております。

以上であります。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 回答が1つ抜けているのは、1人当たりの給付費と施設利用の県
下の平均の金額が、甲良町は示しがありましたが、県下はどれだけなのかと
いうのがありませんので、よろしくお願いします。

そしてもう一つは、資料をいただきました給付費の推計の53ページ、こ
れが今後3年間の計画の24年度、25年度、26年度です。そして、運営
についての6ページに、1期、2期、3期、4期の、今途中でありますが、
年度別に給付費の合計額が示されています。そこでお尋ねするのは、22年
度でいきますと、今回の24年度は下がってくると、給付費全体を5億9,
000万、5億9,500万という金額で実績が22年度あるわけですが
も、今回24年度、25、26、26の順番的に伸びていっている金額でも
22年度よりも下回るといふ計算が見込みがされています。

そこで、この在宅サービス、地域密着サービス、それぞれの項目ごとの表
が、これで6ページでは合計が出ていますので、この項目別にどういう流れ
でこの間1期、2期、3期、4期が流れてきているのか、推移がされてい
るのかという資料を委員会に示していただいて論議の材料にさせていただ
きたいと思っております。これが2点目です。よろしくお願いします。

○建部議長 保健福祉課参事。

○片岡保健福祉課参事 県下の平均ということでもあります。在宅の部分です
けども、県下平均26万4,402円です。

そして、施設サービス費につきましては、26万4,402円です。

済みません。在宅の方、済みません。県下の平均で10万1,534円
でございます。534円です。

施設につきましては、26万4,402円です。

わかりました。次の、もう一つの言うておられました給付費の推計の計算
方法につきまして、もう少し詳しくということでもありますので、常任委員会
の方で提出させていただきたいと思っております。ただ、介護保険事業の運営状況
の6の保険給付費ですけども、下がっていくという形ですけども、介護給付
費4期の部分ですけども、年度の次が給付実績であります。21年5億5,
458万2,552円の給付です。

そして、計画推計額という形で、20年の折に計画をされたときの計画が

5億740万9,417円と、右の方の計画推計額でございます。それで、21年、22年、23年につきましては、まだ実績が10カ月分しかありませんのでですけども、22年の当時と計画推計額と比較しますと6,500万ぐらい増えてきておるといふ状況でございます。

先ほど言われました介護給付費の推計、これにつきましては、介護給付費と介護予防の部分があります。ページ数がちょっと下ですけども、55ページを見ていただくとわかるんですけども、標準給付費というところがあります。介護給付費と予防給付費、特定入居者の介護サービス費、高額介護サービス費等給付費、高額医療を合算して審査支払手数料という形で、これが介護給費になっております。24年につきましては6億2,600万ぐらいという形でこういうふうになっている状況でございます。下がるというわけじゃありません。上がってきておるといふ状況ですので、よろしく申し上げます。

○**建部議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

ここで、お諮りをいたします。

これより審査を願います日程第7 議案第10号および日程第8 議案第11号については、条例の一部改正であります。会議規則第39条第1項の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました議案付託表のとおり、産業建設文教常任委員会に付託をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第7 議案第10号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**大橋事務局長** 議案第10号 甲良町子どもの家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成24年3月7日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

子育て支援センター所長。

○**奥村支援センター所長** 議案第10号 甲良町子どもの家の設置および管理に関する条例の一部を改正するする条例の一部を改正する条例について。

今回学童の保護者の就労状況の変化に伴う利用料の整備とともに、児童扶養手当を受給されている世帯の免除規定を明確にするため、条例に追加をお願いするものです。

では、改正文を朗読します。

甲良町子どもの家の設置および管理に関する条例（平成18年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条に、次の1項を加える。

6項、開設時間を越えて利用する場合は、第1項の利用料に加え、月額1,000円を徴収する。

第8条に、次の1項を加える。

2項、児童扶養手当を支給されている世帯については、利用料の半額を免除する。

付則としまして、この条例は、平成24年4月1日から施行をお願いするものです。

以上です。よろしく申し上げます。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

8条のところの扶養手当を支給されている世帯、現在では何世帯が見込まれるのか、ご回答をお願いします。

○建部議長 所長。

○奥村支援センター所長 現在のところから推移しまして、合計8世帯を見込んでおります。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 その8世帯の内訳ですが、西小学校、東小学校で対象児童がいると思いますが、対象のうちどのような配分ですか。ご報告をお願いします。

○建部議長 所長。

○奥村支援センター所長 西学童6名、東学童2名の予定です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 現在の利用者数を分母でお願いします。

○建部議長 所長。

○奥村支援センター所長 東児童クラブ29名、西児童クラブ16です。

○建部議長 ほかに。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第8 議案第11号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第11号 甲良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成24年3月7日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設課長。

○若林建設課長 議案第11号 甲良町道路占用料徴収条例の一部を改正するについて、ご説明申し上げます。

道路占用料の改正につきましては、国土交通省では国が管理する国道における道路占用料は、平成20年4月に改定されましたが、平成21年度に行われました固定資産税評価額の評価がえ、地価に対する賃料の水準の変動を反映するため、また、道路占用料制度に関する調査検討会報告において、占用料の改定時期について3年程度ごとに改正を検討するのが妥当であるとの提案がなされたことを受け、平成23年4月に改定されました。

県におきましても、国の改定基準が県の改定基準と適合しているかどうかを検討後に、平成23年11月議会において、平成24年4月から改正することとなりました。甲良町におきましても、前回平成21年4月に改正していますが、国・県の改正に併せて平成24年4月から改正することをお願いするものでございます。

続きまして、甲良町道路占用料徴収条例（平成18年条例第25号）の一部を次のように改正いたします。

改正内容は、別表2条関係の表は次のとおりに改めるものでございます。

付則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

条例の中にあります法第32条1項で、第一種電柱からずっと記載されています。この工作物の物件数、それから、第32条1項第2項に掲げる工作物の物件数、それぞれどれだけになるのかということの報告、説明をお願いしたいのが1つです。

2つ目は、見ますと、ざっと見て、対象はN T Tと関電だけかなと思いま

すが、それ以外もあるのか、ご回答ください。

それから3つ目は、下げ幅が15%の金額です。総合計は議案説明の全協のときにありました。総収入で159万9,000円から値下げをすることによって136万1,000円、23万7,000円の減収になるという報告でありました。減収額が少額であるわけですが、町民には負担を求めていく。そして、体力のある企業には減収をする。こういうバランスの悪い施策の提案であります。この点についてどう考えるのか、ご回答ください。

○**建部議長** 建設課長。

○**若林建設課長** 主には関電柱とNTTの電柱でございます。関電柱につきましては、平成23年度ベースでございますけれども、1,039本、それとNTT柱が226本、それと、あと地下埋設の埋設管の占用料でございます。

平成23年度ベースでございますけれども、今のところ換算電力さんの電柱料とNTTさんの電柱と、それと光回線のケイ・オプティコムの子架料、この3点が23年度での占用料でございます。

固定資産税の評価がえ等とか地価の変動によりまして今回15%程度の減額となりますが、また、これの3年ごとの変更ということで、もし地価とか経済情勢がよくなりまして景気がよくなれば、賃料等の値上がりにつながり、またそのときには値上げというようなことになると思いますので、妥当な金額ではないかと考えております。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 1番目の回答の、法の第32条第1項第1号に分類するものか、それとも、外形云々の32条第2項は該当しないのか、これを明確に分けてご回答ください。

そして、値上げ幅の値下げのことではありますが、固定資産の評価そのものは下がっているということではありますが、町民負担や、それから農産物、それから給料等、町民生活は引き下げの方向であります。そういう点でもなかなか了解が得られない。つまり負担をしてもらうこと自体が義務として課せていくということが大事かと思いますが、関電とNTTですよね。この本数がありました、この本数は、以前聞きましたが、当事者、つまり関電や、それからNTT、ケイ・オプティコムの子告に基づくということではありますが、町としての調査はしていないというように聞いていたのですが、それで間違いがないかどうか、お答えください。

○**建部議長** 建設課長。

○**若林建設課長** 法の32条の1項1号に掲げる工作物が23年度ベースでは占用料を全部いただいておりまして、法32条1項2号に上げるものについては、23年度実績ではございません。

それと、電柱ですけれども、大変多うございまして、全部調査をするというのはちょっと不可能でございますので、今のところは抽出的に調査をしております。それと、平成23年度で今実施しております道路台帳の整理の中で、関電柱の位置も併せてその中に明記しておりますので、これで今まで以上に管理やしやすくなるかなと、こう考えております。

○**建部議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

ここで、15分間休憩いたします。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○**建部議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第9 議案第12号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**大橋事務局長** 議案第12号 甲良町老人憩の家の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成24年3月7日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

呉竹地域総合センター館長。

○**奥川呉竹センター館長** それでは、議案第12号についてご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成22年の改築に伴い整備いたしました条例の施行に伴い改めるものでございます。

甲良町老人憩の家の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条表中「呉竹168番地の1」を「呉竹168番地」に改める。

付則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第12号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。
起立全員であります。
よって、議案第12号は可決されました。
次に、日程第10 議案第13号を議題といたします。
議案を朗読させます。
局長。

○**大橋事務局長** 議案第13号 甲良町児童館の設置等に関する条例の一部を
改正する条例。
上記の議案を提出する。
平成24年3月7日。
甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。
長寺地域総合センター館長。

○**大野長寺センター館長** 議案第13号についてご説明申し上げます。
甲良町児童館の設置等に関する条例の一部を次のように改正するもので
ございます。
名称および位置。
第2条表中「長寺432番地の1」を「長寺597番地」に改める。
付則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。
以上でございます。よろしく願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第13号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第13号は可決されました。

次に、日程第11 議案第14号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第14号 甲良町教育集会所の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成24年3月7日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

呉竹地域総合センター館長。

○奥川呉竹センター館長 議案第14号についてご説明を申し上げます。

改正の理由といたしましては、平成17年ならびに平成22年に改築をいたしましたセンターの関係で改正するものでございます。

甲良町教育集会所の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条表中「長寺432番地の1」を「長寺507番地」に、「呉竹168番地の1」を「呉竹168番地」に改める。

付則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第14号は可決されました。

次に、日程第12 議案第15号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

- 大橋事務局長 議案第15号 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更に
つき、議決を求めることについて。

地方自治法第286条第1項の規定により、滋賀県市町村職員研修センター
規約を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議する
ことにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

平成24年3月7日。

甲良町長。

- 建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

- 陌間総務課参事 議案第15号 滋賀県市町村職員研修センター規約の変更に
つき、議決を求めることについてご説明を申し上げます。

今回の規約の変更につきましては、滋賀県市町村職員研修センターの収入
財源の1つに、財団法人滋賀県市町村振興協会から助成金を受けて、その運
営を行っていますが、この財団法人滋賀県市町村振興協会の名称変更に伴う
規約の変更を行うため、構成団体であります甲良町議会の議決をお願いする
ものでございます。

それでは、次のページをお願いいたします。

第11条第1項第2号中「財団法人滋賀県市町村振興協会」を「公益財団
法人滋賀県市町村振興協会」に改めるものでございます。

付則といたしまして、この規約は、滋賀県知事の許可があった日から施行
するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

- 建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 建部議長 ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決することにいたしました。

ここで、お諮りいたします。

これより審査を願います日程第13 議案第16号から日程第24 議案第27号については、平成23年度の各会計の補正予算と平成24年度の当初予算であります。会議規則第39条第1項の規定によりまして、お手元に配布をいたしております議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第13 議案第16号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第16号 平成23年度甲良町一般会計補正予算(第6号)。

上記の議案を提出する。

平成24年3月7日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、議案第16号 平成23年度甲良町一般会計補正予算(第6号)についてご説明を申し上げます。

お開きをいただきたいと思います。

今回の補正につきましては、1,257万円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ37億3,970万9,000円にお願いするものでございます。その内容につきましては第1表 歳入歳出予算補正、繰越明許費の補正につきましては第2表で、地方債の補正は第3表で説明をいたします。

それでは、1ページ、お願いをいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。歳入、1款 町税、補正額4,700万円の追加、13款 国庫支出金4,153万4,000円の減額、14款 県支出金101万4,000円の追加、17款 繰入金2,790万円の減額、19款 諸収入1,395万円の追加、20款 町債510万円の減額、歳入合計は補正前予算額37億5,227万9,000円に補正額1,257万円を減額いたしまして、補正後の予算を37億3,970万

9, 000円にお願いするものでございます。

2ページ、歳出です。2款 総務費35万1,000円の減額、3款 民生費946万7,000円の減額、4款 衛生費210万円の減額、6款 農林水産業費212万4,000円の減額、8款 土木費1,478万7,000円の減額、9款 消防費10万5,000円の追加、10款 教育費737万1,000円の追加、13款 諸支出金878万3,000円の追加。歳出合計は歳入合計に同じでございます。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思います。

第2表 繰越明許費補正、追加といたしまして、6款 農林水産業費1項 農業費、せせらぎの里こうら整備事業1,820万円、8款 土木費2項 道路橋梁費、町道金屋池寺長寺線道路改良事業2,550万円でございます。

第3表 地方債補正。公共事業等債、駐車場整備分が補正前1,440万円、補正後1,340万円、公共事業等債、町道改良分2,440万円から1,970万円、防災基盤整備事業債510万円から310万円、緊急防災減災事業債770万円から1,030万円にそれぞれ変更いたしまして、合計、起債の限度額につきましては2億3,796万6,000円にお願いするものでございます。

以上、どうぞよろしくお願いたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第14 議案第17号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**大橋事務局長** 議案第17号 平成23年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

平成24年3月7日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課参事。

○**片岡保健福祉課参事** それでは、23年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

今回の補正について、630万円を追加させていただきまして、歳入歳出

それぞれ7億750万1,000円にお願いするものでございます。

それでは、次の第1表の歳入ですけれども、款3 国庫支出金、補正額276万4,000円、6款 繰入金353万6,000円、歳入合計、補正前の額7億120万1,000円、補正額630万円、計7億750万1,000円にお願いするものであります。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

歳出、1款 総務費630万円、歳出合計は歳入合計と同額であります。

以上で終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第15 議案第18号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**大橋事務局長** 議案第18号 平成23年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成24年3月7日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○**中山人権課長** 平成23年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ298万7,000円の追加をお願いし、それぞれ歳入歳出合計4,658万9,000円とお願いするものでございます。款項内容につきましては、第1表につきまして歳入歳出説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。款2 繰入金、補正額878万3,000円の追加、款3 諸収入579万6,000円の減、歳入合計といたしまして、補正前の額4,360万2,000円、補正額298万7,000円、補正後4,658万9,000円でございます。

歳出につきましては、款2 公債費、補正額298万7,000円の追加、歳出合計につきましては歳入合計と同額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第16 議案第19号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**大橋事務局長** 議案第19号 平成24年度甲良町一般会計予算。

上記の議案を提出する。

平成24年3月7日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○**山本総務課長** それでは、議案第19号 平成24年度甲良町一般会計予算
についてご説明申し上げます。

ページをお開きをいただきたいと思います。

当初予算の歳入歳出は、それぞれ37億6,700万円とお願いするものでございます。予算の内容につきましては第1表 歳入歳出予算で説明をさせていただきます。また、債務負担行為は第2表で、地方債は第3表で説明をいたします。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算、歳入、1款 町税8億8,863万7,000円、2款 地方譲与税4,100万円、3款 利子割交付金200万円、4款 配当割交付金110万円、5款 株式等譲渡所得割交付金40万円。

2ページです。

6款 地方消費税交付金6,500万円、7款 自動車取得税交付金1,100万円、8款 地方特例交付金240万円、9款 地方交付税14億1,000万円、10款 交通安全対策特別交付金138万8,000円、11款 分担金及び負担金3,879万1,000円、12款 使用料及び手数料2,790万7,000円。

3ページ、13款 国庫支出金3億4,528万7,000円、14款 県支出金2億2,523万9,000円、15款 財産収入703万2,000円、16款 給付金1万円、17款 繰入金2億155万円、18款 繰越金4,000万円。

4ページです。

19款 諸収入1億1,015万9,000円、20款 町債3億4,810万円、歳入合計は37億6700万円でございます。

5 ページ、歳出です。

1 款 議会費 7, 312 万 7, 000 円、2 款 総務費 5 億 8, 025 万 9, 000 円、3 款 民生費 11 億 3, 724 万 2, 000 円、4 款 衛生費 2 億 8, 016 万円、5 款 労働費 69 万 3, 000 円、6 款 農林水産業費 2 億 7, 306 万 6, 000 円、7 款 商工費 3, 498 万 4, 000 円、8 款 土木費 2 億 1, 921 万 2, 000 円、9 款 消防費 1 億 2, 522 万 9, 000 円、10 款 教育費 3 億 9, 614 万 8, 000 円、11 款 災害復旧費 1 万 5, 000 円。

8 ページです。

12 款 公債費 4 億 6, 060 万 1, 000 円、13 款 諸支出金 1 億 98, 276 万 4, 000 円、14 款 予備費 350 万円、歳出合計は歳入合計と同じでございます。

9 ページに移ります。

第 2 表の債務負担行為でございます。事業といたしましては、滋賀県信用保証協会小規模企業者小口簡易資金保証債務損失補償でございます。期間は平成 24 年から 36 年まで。

そして、農業経営基盤強化利子助成金、24 年度から 28 年度まででございます。

続きまして、10 ページでございます。

第 3 表 地方債。起債の目的でございます。電算システム更新事業債 7, 480 万円、せせらぎの里こうら整備事業債 5, 850 万円、公共事業等債の町道改良分 3, 880 万円、防災基盤整備事業債 1, 100 万円、臨時財政対策債 1 億 6, 500 万円、合計といたしましては 3 億 4, 810 万円でございます。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第 17 議案第 20 号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**大橋事務局長** 議案第 20 号 平成 24 年度甲良町国民健康保険特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成 24 年 3 月 7 日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○**中川住民課長** それでは、平成24年度甲良町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出の総額をそれぞれ9億5,398万2,000円にお願いするものでございます。

第1表でご説明申し上げます。

歳入、1款 国民健康保険税1億7,081万1,000円、2款 使用料及び手数料5万円、3款 国庫支出金2億6,136万4,000円、4款 療養給付費交付金4,994万3,000円、5款 県支出金8,172万7,000円、6款 共同事業交付金9,557万7,000円。

2ページをお願いします。

7款 財産収入2,000円、8款 繰入金1億460万5,000円、9款 繰越金1,000円、10款 諸収入206万7,000円、11款 前期高齢者交付金1億8,783万5,000円、歳入合計は9億5,398万2,000円でございます。

続きまして、3ページ、歳出でございます。

1款 総務費3,074万2,000円、2款 保険給付費6億1,348万5,000円、3款 老人保健拠出金10万7,000円、4款 介護保険納付金4,985万8,000円、5款 共同事業拠出金1億861万4,000円。

4ページをお願いします。

6款 保健事業費2,644万5,000円、7款 基金積立金2,000円、8款 諸支出金53万1,000円、9款 公債費30万円、10款 後期高齢者支援金等1億2,272万3,000円、11款 前期高齢者納付金等16万3,000円、12款 予備費101万2,000円、歳出合計は歳入合計と同じでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第18 議案第21号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第21号 平成24年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成24年3月7日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課課長。

○川嶋保健福祉課長 平成24年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算につきましてご説明させていただきます。

1ページ、めくっていただきたいと思います。

総額を6,888万8,000円にお願いするものでございます。

第1表をお願いいたします。

歳入の部でございます。1款 後期高齢者医療保険料4,434万8,000円、2款 使用料及び手数料1万円、3款 繰入金2,450万8,000円、4款 繰越金1,000円、5款 諸収入2万1,000円、歳入合計6,888万8,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1款 総務費475万2,000円、2款 後期高齢者医療広域連合納付金6,410万4,000円、3款 諸支出金2万1,000円、4款 予備費1万1,000円、歳出合計は歳入合計と同額でございます。よろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第19 議案第22号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第22号 平成24年度甲良町介護保険特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成24年3月7日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課参事。

○片岡保健福祉課参事 それでは、平成24年度甲良町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

当初予算について、それぞれ6億9,356万9,000円にお願いするものであります。

第1表と地方債、第2表についてご説明を申し上げます。

次のページの第1表を見ていただきたいと思います。

歳入、1款 保険料1億1,155万1,000円、2款 使用料及び手数料1,000円、3款 国庫支出金1億6,384万7,000円、4款 支払基金交付金1億8,865万6,000円、5款 県支出金9,509万円、6款 繰入金1億1,741万8,000円。

次のページをめくっていただきたいと思います。

7款 繰越金300万円、8款 諸収入5,000円、9款 財産収入1,000円、10款 財政安定化基金貸付金2,400万円、歳入合計6億9,356万9,000円。

次のページ、歳出について。1款 総務費3,007万2,000円、2款 保険給付費6億4,344万7,000円、3款 地域支援事業費1,508万7,000円。

次のページをめくっていただきたいと思います。

4款 公債費1,000円、5款 基金積立金270万7,000円、6款 諸支出金2,000円、7款 高額医療合算介護サービス等費122万円、8款 予備費103万3,000円、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

次に、第2表 地方債、財政安定化基金貸付金2,400万円でございます。

それと、申しわけありませんけれども、表題の一番上の24年度介護保険特別会計予算の次に、平成23年度となっております。24年度の誤りであります。訂正をお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。表紙の裏の2行目でございます。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第20 議案第23号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**大橋事務局長** 議案第23号 平成24年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成24年3月7日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○**中川住民課長** 平成24年度甲良町墓地公園事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ210万8,000円にお願いするものでございます。第1表にてご説明申し上げます。

歳入、1款 繰越金1万円、2款 使用料及び手数料175万円、3款 諸収入6万7,000円、4款 財産収入1万円、5款 繰入金15万1,000円、6款 他会計借入金12万円、歳入合計は210万8,000円でございます。

続きまして、2ページをお願いします。

歳出でございます。1款 墓地公園管理費34万8,000円、2款 諸支出金175万円、3款 予備費1万円、歳出合計は歳入合計と同額でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第21 議案第24号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**大橋事務局長** 議案第24号 平成24年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成24年3月7日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する説明を求めます。

人権課長。

○**中山人権課長** 平成24年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出総額は、それぞれ3,968万3,000円にお願いするものでございます。内容につきましては第1表の方でご説明させていただきます。

歳入でございます。1款 県支出金86万4,000円、2款 繰入金699万2,000円、3款 諸収入3,182万6,000円、4款 繰越

金 1,000 円、歳入合計といたしまして 3,968 万 3,000 円でございます。

歳出でございます。1 款 総務費 785 万 6,000 円、2 款 公債費 3,182 万 4,000 円、3 款 予備費 3,000 円、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第 22 議案第 25 号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第 25 号 平成 24 年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成 24 年 3 月 7 日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

人権課長。

○中山人権課長 議案第 25 号 平成 24 年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出総額、それぞれ 400 万 2,000 円とお願ひするものでございます。内容は、第 1 表でご説明させていただきます。

歳入でございます。1 款 財産収入 400 万円、2 款 繰越金 1,000 円、諸収入 1,000 円、歳入合計といたしまして 400 万 2,000 円でございます。

続きまして、歳出でございます。1 款 公共事業用地取得事業費 1,000 円、2 款 諸支出金 400 万円、3 款 予備費 1,000 円、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第 23 議案第 26 号を議案といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第26号 平成24年度甲良町下水道事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

平成24年3月7日。

甲良町長。

本案に対する提案説明を求めます。

水道課長。

○茶木水道課長 それでは、平成24年度甲良町下水道事業特別会計を説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ4億1,243万3,000円をお願いするものでございます。地方債におきましては、第2表で説明をさせていただきます。一時借入金につきましては、3億ということをお願いしたいと思っております。

それでは、1ページの第1表 歳入歳出予算から説明をさせていただきます。

まず、歳入、1款の国庫支出金でございますけれども、25万円、繰入金といたしまして1億7,634万6,000円、3款の諸収入といたしまして、255万円、4款の町債といたしまして1億4,440万円、5款の繰越金といたしまして10万円、6款の財産収入といたしまして2万4,000円。

次のページをお開きください。

7款の使用料及び手数料といたしまして8,735万1,000円、8款の分担金及び負担金につきまして141万2,000円、歳入合計といたしまして4億1,243万3,000円でございます。

続きまして、3ページの支出でございますけれども、1款の総務費といたしまして7,963万4,000円、2款の下水道事業費といたしまして2,035万5,000円、3款の公債費といたしまして3億1,144万4,000円、4款の予備費といたしまして100万円でございます。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

次のページ、第2ページ、地方債をお開きください。

起債の目的といたしまして、資本費平準化債が1億3,000万、流域下水道事業債といたしまして1,440万円でございます。起債の合計といたしまして1億4,440万円ということで、5%以内の利率で借りる予定でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○建部議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第24 議案第27号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**大橋事務局長** 議案第27号 平成24年度甲良町水道事業会計予算。

上記の議案を提出する。

平成24年3月7日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

水道課長。

○**茶木水道課長** それでは、平成24年度の甲良町の水道事業会計の説明をさせていただきます。

第1条といたしまして、平成24年度甲良町水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

業務の予定量でございますが、第2条といたしまして業務の予定量は次のとおりということで、給水の口数といたしまして2,800口、年間総給水量といたしまして93万立米、1日平均給水量といたしまして2,548立米でございます。

主要な建設改良事業といたしましては、水管橋布設工事及び添架管布設替工事に伴う舗装工事復旧でございます。

続きますのは、収益的収入及び支出の予算額は次のとおりでございます。

収入といたしまして、第1款 水道事業収益といたしまして1億6,639万円でございます。

支出といたしましては、水道事業費は水道事業収益と同額でございます。

続きますは、次のページをお開きください。

2ページで、収益的収入及び支出でございます。

資本的収入及び支出の予算額は、次のとおりでございます。

収入といたしましては、第1款の資本的収入110万9,000円、支出といたしましては、資本的支出といたしまして9,472万4,000円でございます。資本的収入金額が資本的支出金額に対し不足する額9,361万5,000円は、当年度損益勘定留保金7,830万2,000円、繰越利益剰余金831万3,000円で補填し、なお不足する額は減債積立金700万で補填をお願いするものでございます。

続きますは、第5条、一時借入金でございます。

一時借入金の限度額は1億でお願いするものでございます。

議会の議決を得なければ流用することのできない経費は、職員給与1,454万8,000円でございます。

他会計の負担金といたしましては、消火栓等の維持管理のため一般会計からお願いするもので、金額は524万4,000円でございます。

続きましては、たな卸資産の購入限度額は300万円でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。適切な審査をいただきまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に日程第25 同意第2号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**大橋事務局長** 同意第2号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成24年3月7日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○**北川町長** 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて。

甲良町固定資産評価審査委員会委員のうち1名が任期満了となるため、次の者を選任することにつき、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

住所、犬上郡甲良町大字下之郷1606番地。

氏名、安澤邦彦。

生年月日、昭和19年3月18日。

安澤邦彦氏の選任理由としまして、安澤氏におかれましては、平成10年度、平成15年度に下之郷区長、平成18年度に甲良町まちづくり協議会会長、平成18年度、平成19年度に下之郷むらづくり委員長を歴任され、また、一級建築士であるため建築の専門家で知識、経験ともに豊富であることから適任者と判断し、再任をお願いするものです。よろしく申し上げます。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。
これより、同意第2号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。
起立全員であります。

よって、同意第2号は同意されました。

次に、日程第26 大滝山林組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推
せんにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推せんで行うことに決定いたしました。

指名の方法につきましては、本職において指名することにいたしたいと思
いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** ご異議なしと認めます。

よって、本職において指名することに決定いたしました。

大滝山林組合議会議員に、下之郷の川並弘隆氏、池寺の藤原勝義氏、尼子
の小林喜太郎氏、北落の辻川公夫氏、丸山恵二議員、藤堂一彦議員、金澤博
議員と私、建部の8人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしました川並弘隆氏、藤原勝義氏、小林喜太郎氏、辻
川公夫氏、丸山恵二議員、藤堂一彦議員、金澤博議員と私、建部の8人を大
滝山林組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8人の方が大滝山林組合議会議員に当
選されました。

ただいま大滝山林組合議会議員に当選をされました丸山恵二議員、藤堂一彦議員、金澤博議員と私が議場におられますので、本席から会議規則第33第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

次に、日程第27 発議第2号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 発議第2号 甲良町議会改革特別委員会設置に関する決議。

甲良町議会会議規則第16条の規定に基づき、上記の議案を提出します。

平成24年3月7日。

甲良町議会議長。

○建部議長 本案に対しましては、私の方から提案説明を行います。

甲良町議会改革特別委員会設置に関する決議でございます。

次のとおり甲良町議会改革特別委員会を設置するものであります。

1、名称といたしまして、甲良町議会改革特別委員会でございます。

2、設置の根拠、地方自治法第110条および委員会条例第5条。

3、目的でございますが、町民の負託、期待に応える議会および町民から信頼される議会を構築するため、議会基本条例をはじめ議員政治倫理条例(規定)の策定および議員の活動規範、議員の資質向上等に関する調査を行い、対策を講じる。

もって、議会および議員の使命と責任を追究し、議会の改革と活性を図るものである。

4、委員の定数、議長を除く11人。

以上でございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 私は、この発議第2号 議会改革の特別委員会設置を求める賛成討論を行います。

私は、より実効のある改革案が取りまとめられるよう、一からのスタートであります。同時に、委員会での論議以前に、議員と議会が実行すべき課題が3つあると考えています。

それは、現在でも刑事告発を受けている側も含めて刑事責任を問われている議員が3人おられます。その反省なり、その釈明なりがまず問われなければ

ばならないと思います。真摯な釈明を、私は委員会の場、ないしはしかるべき場で求めていきたいと思っています。

2つ目は、議会のより積極的な公開であります。それは、発言する、しないにおいて何の強制力もございません。しかし、有権者にありのままの議員活動を判断できる材料を提供してこそ、それは可能となりまをす。防災無線の活用を改めて提起をしたいと思っています。

3つ目は、行政側の事業内容の資料公開をさらに前進させることだと思います。例えば、予算概要については議運前にプレス発表がされていると思いますが、少なくともそれは議員には届けるという公開が当然だと思います。そういう点でさらなる、ここの目的にありますように、町民の負託に応える議会と議員をつくるために、また議員活動をつくっていくために賛成をしまいます。

そして、委員会の開催で活発な論議をされることを求めていきたいと思っています。

以上です。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、発議第2号は可決されました。

ここで暫時休憩いたしますが、休憩中に、今可決されました特別委員会を開催して、委員長、副委員長の互選を願います。

しばらく休憩いたします。

(午前11時40分 休憩)

(午前11時55分 再開)

○建部議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。ただいま休憩中に議会改革特別委員会が開催されまして、委員長に西川誠一議員、副委員長に阪東佐智男議員、もう1人、野瀬欣廣議員の3名がそれぞれ委員長、副委員長に互選されましたので報告をいたします。

これをもって、お昼の休憩に入ります。午後は、1時30分から開催いた

します。

(午後 0時01分 休憩)

(午後 1時30分 再開)

○建部議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第28 請願第1号を議題といたします。

本請願につきましては、藤堂議員が紹介議員になっておられますので、藤堂議員から提案説明を求めます。

藤堂議員。

○藤堂議員 それでは、紹介議員になっております私の方から、請願第1号について説明いたします。

まず、その説明に入る前に、今日の町長の冒頭の状況報告の中にも織り込んでいただいております問題、日本国民が状況がわからないというような状況であると思います。ここに、皆さんのお手元にもその請願のコピーが渡っていると思いますので、この請願書を読み上げて説明にかえていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

請願者は、東びわこ農業協同組合。その経営管理委員会の会長さん、梅本さん、それから代表理事長の澤さんから甲良町議会に請願願いが出ておりますので、よろしくお願ひいたします。

環太平洋経済連携協定（TPP）交渉に関する意見書の提出を求めることについて。

請願の趣旨および理由。

昨年11月11日に野田総理大臣は記者会見において、環太平洋経済連携協定（TPP）の交渉参加に向け関係国と協議に入るとの方針を表明しました。この関係国の協議とは、日本の交渉参加の前提としてアメリカが求めている事前協議と同じであり、事実上の交渉参加表明であります。

TPP交渉の参加は、農林水産業をはじめ、医療・社会福祉、金融・保険等のサービスの自由化、食品、医薬品認可の安全基準等の国内製造の規制緩和や撤廃など、国民の生命に直結し、生活にはかり知れない影響を与えるものです。

しかしながら、国民に十分な情報を提示しないばかりか、国内での多くの反対の声を無視し、喫緊の最重要課題である東日本大震災の本格的復興がいまだ進まない中での政府の交渉参加に向けた動きは到底容認できるものではありません。

こうした我が国の将来にかかわる重要な課題を包含していることにかんがみ、TPP交渉への参加問題については、国会において慎重に審議するとともに、国民に対し詳細な情報提供を行い、国民の総意を得ることが必要です。

つきましては、地方自治法第99条の規定に基づき、下記の事項を内容とする意見書を政府および関係機関に提出されるよう請願します。

記としまして、1、TPPによる影響を国民に詳細に情報開示することなく、また、国民の総意を得ることができていない中で表明したTPP交渉への参加方針は、即時撤回すること。

2、FTA（自由貿易協定）やEPA（経済連携協定）において、我が国の食料安全保障の観点から必要な関税による国産農畜産品の保護や誰もが等しく医療を受けるための国民皆保険制度など、国民の生命に直結する重要な制度・仕組みを堅持する方針を明確にすることということで、以上でございますけども、実はきのうでしたか、全協の場でも申し上げておりました。

4日の滋賀県民報の中に、滋賀県の町村会長、愛荘町の村西町長さんが会長さんでございまして、その方がこのTPPは町村に重大な問題だということで記事が載っておりましたので、かいつまんで申し上げたいと思います。

農業に大きな影響を及ぼすということは、輸入農産物の洪水のように入ってくるだけではありません。国土の崩壊につながってくるのです。農業が成り立たなくて、農地が放棄され、農村社会が堅持、消滅すれば国土は守れません。かいつまんでですけども、参加国は環太平洋9カ国と言われていますが、中国やインド、韓国、インドネシアというアジアの大国と言われてる国は入っておりません。そういう中で、アジアの発展が本当に望めるものでしょうか。我が国の将来、この美しい国土を守るためにも、皆さんと一緒に国民の合意と了解のないTPPには参加しないことを求める一大県民運動を起こしていきたいというようなコメントが載っておりましたので、紹介しておきます。

以上です。よろしく申し上げます。

○**建部議長** ここで、お諮りいたします。

これより審査願います請願第1号につきましては、会議規則第92条第2項の規定によりまして、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**建部議長** 異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

山田議員。

○**山田議員** 10番 山田です。

この理由、趣旨の中に、農業を営んでいる方の事情は、本当に重々私たち

農業には携わっていないんですけども、よく理解できるんですけども、医療・社会福祉、金融・保険等、いろいろ安全基準等の国内の制度の規制緩和、撤廃、このような問題が書かれておりますけども、どのように基準を、緩和というのはどういうことを示されているのか、どういう基準があってどういうことがあるのかというのは私たち全然把握できないものですから、こういうことも一応説明の中に取り入れていただいて、そして、はかり知れない影響を与えるということはどのように大きな影響があるのか、こういうことが起こってくる。この国内制度も我々まだまだ勉強不足で、医療とか食品のどのような制度があるのかというようなこともご説明をちょっとお願いしたいんですけど。

○建部議長 藤堂議員。

○藤堂議員 今の山田議員の質問に私が答えられるということではないと思うんですけども、この問題について、国民に何も知らされていないというのが第一の問題であろうと。当初、早くには品目別に自由化にするというような話もあったようには聞いておりますけども、それが今日になりますと全品目、医療も含めて全品目を対象とするんだという、その全品目を対象とするんですけども、それじゃ、今後それをどういうふうな、日本としてどういうふうにしていくんだということが我々国民にも皆さんにも知らされていないというのがこういう問題を起こしてきた1つの原因であろうというふうに思います。私もわかりません。本当にわかりません。皆さんもわからないと思います。以上でございます。

○建部議長 山田議員。

○山田議員 藤堂議員は、農産物をつくっておられるという立場で農業の方の御意見とか、いろんな知識を得られていると思うんですけども、日本の経団連、いろんな方々の意見も参考にしますと、決してマイナスだけのことじゃないと私はお聞きしております。

だから何も国民に知らされていないということが反対だということは、何かこれを求める、参加するのを、参加してからそういうふうに提示をするのか、参加する前にいろいろ施策を考えて参加するのか、そういうところを私らまだ全然情報が得られておりませんので、それが私たちがこの請願書に賛成できるのか、できないのか。私は判断しかねるという思いを持っております。

別に私は反対も賛成もできないので、ですけども、疑問に思ったところを藤堂議員に聞いたまででございますので、この重大な、甚大なはかり知れない影響というのはどういうことでしょうかという思いがありましてお聞きしたというような。それは農業のことで結構です。それだけでも結構ですの

でお答えいただきたい。

○建部議長 藤堂議員。

○藤堂議員 私も先ほど申し上げたように、何も情報が入ってきていないというのが現実でございますけども、私が考えるのには、関税を撤廃してしまう。そうすると、外国からは安い農産物、農業の関係で申しますけれども、農産物が入ってくる。そうすると、今日本で作っている農産物が、販売が低下してしまう。それをどうするのか。安いさかいうて、その農産物を国民が消費してしまう。その農産物がどのような過程において生産されているのか。そんなことは、ただ輸入業者がその品物を日本に入れていくというだけぐらいしかわからない。過去にもあったように、牛肉のBSE問題、15年ほど前になりますかね、そういった問題、それから、4、5年前に起こりました中国からの輸入ギョウザ、その中に毒物が混入されていた。それから、同じ時期やったと思うんですけども、穀物の遺伝子の組みかえ、そういったものが問題になりました。日本の国民の命を守ってもらうのは自分でもあり、国が守ってもらわなったら守っていけないという、私はそういう感じをしているわけでございます。

以上です。

○建部議長 質疑はこれで打ち切ります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

請願趣旨に全面的に賛同する立場で討論を行います。

1つは、農業の問題、質疑の中でも出されましたですけども、県が2年前にTPPに参加した場合の減少率を各品目で提示をしています。それを見ますと、米は90%の減少です。牛肉は、つまり近江牛ですね、75%です。乳製品、これは56%、鶏卵、トリの卵は17%です。小麦は何と99%減少をする。お茶は25%、豚肉は70%、鶏肉は20%。こういうように品目別に減少の率をして、そして県の出荷額からどれだけ減少するのかという試算をしています。県の出荷額は616億です。それで減少が401億円減少すると県の試算で出されています。

こういうように、競争すれば勝てるじゃないかと。もともとの出発の時点でアメリカ、それから、特にオーストラリアの大規模化、こういうところに関税を掛けなければ競争ができない。そしたら、日本の農業は経費がかかる、コストがかかると言われます。しかし、そのコストは国内で消費をし、国内で流通をする経費です。ですから、コストを支える労働や、それから諸経費、そして他産業を繁栄させているもとなっていて、通産省はもっと大きな

金額で減少する試算を出されています。

そういう点でも、今回のTPPは、今までの個別交渉とは全く違って、全品目を対象とする、関税撤廃をするということでありまして、関税撤廃だけではなくて、国内における安全基準、それから、医療の関係で山田議員が質問していましたが、医療の医療品、薬の開発については二重、三重の安全基準が設けられています。その安全基準が設けられているにもかかわらず薬害は絶つことはありません。エイズにしろ、それからB型肝炎にしろ、薬害の、つまり治ろうと思って薬を服用したところ、治ることのない病気なり、感染にかかってしまう。こういうことを防げないままになっています。そういう点では、アメリカの要望書を一部であります、見ますと、そういうものの国内規制を撤廃しろというようにアメリカは要求をしています。そういう点を撤廃されると甚大な被害が、甚大な影響を与えるということでここに書かれているものだというように思います。

それから、医療の問題では、藤堂議員が読み上げられました村西町長、これは県の町村会の会長をされておられますが、その中に「シッコ」の、アメリカの映画ですが、指を落とした患者が医者に全部をつなぐと500万かかりますよと。大事な指だけにしたらどうですか。100万でやりますよという交渉内容が映画に出ているというのを紹介されましたが、つまり、日本は国民皆保険制度です。つまり保険証1枚で、私が北海道へ行こうが、九州へ行こうが、受けられる状況になっています。そして、窓口負担で上限を超えますとそういう保険制度で適用されて、今現在でも窓口負担は大きいですが、その範囲内でいけるということではありますが、アメリカはその制度がありません。ですから、金の切れ目が命の切れ目ということで、村西町長がそういう紹介をされています。そういう影響が出てくることです。

2つ目は、基本的に交渉内容は公表しないという取り決めに現在なっています。ですから、交渉内容がどういうように進むのか。国会で追及をして、野田総理なり、担当大臣が報告しなければわからない仕組みになっています。そういう点では、国民にどういう内容でこのTPPが結ばれていくのかというのがわからなくなっています。

3つ目は、とりわけアメリカの要求が非常に強いことでもあります。これに日本の政府が抗し切れるのかと。今の状況から見ても、アメリカにノーと言ったことがない日本政府ですから、そういう点では、野田総理は全面的にアメリカの後ろについていきますということで訪問をしていることから見ても、アメリカの要求がそのまま通ってくる。先ほど言いました国民皆保険の医療の問題なんかは端的にそうですし、日本の安全基準の食料に関する問題なんかも取っ払われていくということです。

4つ目は、この問題はやはり党派を超えて運動が広がっています。例えば、北海道ですと、自民も、民主の一部も入ったり、公明党も入ったり、もちろん私ども共産党も入っているわけですが、他団体の点では非常に広がりを持ち始めました。そして、滋賀県が、北川町長も加入をして、政治的立場、このT P P以外の課題は持ち込まないという申し合わせをして、この問題に一大運動をしていこうという呼びかけが5日の日にされて、200人を超える集会がされたと聞いています。そういう点で非常に大事な問題になっています。

甲良町で言えば、農業がどう伸びていくのか、どう発展するのか、これは一言であります。農業立国とよく言われますが、それだけでも今現在大変な状況で、競争力をつけなければいいという、こういう安易なところで進まないというように思います。すべての分野でこの荒廃が進んでいく危険性をはらんでいる問題を、ともに、この請願にありますように進む必要があるなというように思っていますので、議員の皆さんの賛同をよろしくお願いしたいなと思っています。

以上です。

○**建部議長** ほかに討論はありませんか。

金澤議員。

○**金澤議員** 私は、この請願書は、藤堂議員から出されているわけですが、内容的にはT P Pの交渉参加の参加方針は即時撤回と、こういう文章が入っています。しかし、日本の経済界とか企業は、そしてまた私のとっている毎日新聞の社説は、日本はこれからの方向性としてT P Pには将来的には参加していくべきだと、こういうふうにする意見もあります。

また農業関係者の人は、やはり農業に大きな打撃を与えるから、これは参加しない方がいいと。こういうふうにする国論が真っ二つに分かれている段階で、私は採決に、自分の気持ちがまだ賛成とも反対ともつきかねますので、この採決に加わらないことをここに申し上げて退席させていただきます。

(9番 金澤議員 退場)

○**建部議長** 討論ですから、賛成か反対かですけど、ほかに討論はありませんか。

濱野議員。

○**濱野議員** 4番 濱野でございます。

私も今のところはいろんな議員さんの意見をお聞きをいたしておりました。なるほどデメリットの産業の部分のお話を今藤堂議員の方からいろいろとやられたように感じております。

しかし、これをするによってメリットのある産業も沢山あるかとい

うふうに思います。本当に藤堂議員おっしゃいましたように、私も本当に何がどっちをどうしていいのかわからない状況でございます。だから、これが賛成であるとか、反対であるとか、どちらか結論を出せということは、ちょっと今の現時点では出しにくいというのが私の本当の気持ちでございます。そういった意味を兼ねまして、私もこの議論には参加をさせていただいたというようなことでさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(4番 濱野議員 退場)

○建部議長 西川議員。

○西川議員 3番 西川です。

私も今、判断つきかねるという話で皆さん退席されておりますが、私も今現状は、協議に入る前の事前協議という形でおやりになっております。それで、農業関係者の方とか、医療の関係のことは、そういう意味合いでは私もよく理解はしますが、プラスの点もあるんじゃないかなという形もありますし、現状でどういうふうになっていくのかというのはもう少し様子を見なければ判断つきかねるというふうに思いますので、私も退席させていただきたいと思います。

(3番 西川議員 退場)

○建部議長 討論がそういう形なら、採決に入りますが、採決に入る前に今のよう棄権される方があれば、退場願って結構でございます。

山田議員。

○山田議員 採決という手順ですので、私、判断つきませんので、採決には加わりたくないという思いで退席させていただきます。

(10番 山田議員 退場)

○建部議長 何名かの方が退席をされましたが、定足数に達しておりますので、ただいまから採決を行います。

本請願を採択することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席ください。

起立多数であります。

よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

採択が決定をいたしましたので、最終日に意見書を提出するということになるわけですが、それは最終日のときに意見書(案)をまた上程をされることとなりますので、そのときに意見書についての審議をしていきたいと思ひます。

(9番 金澤議員 入場)

(4番 濱野議員 入場)

(3番 西川議員 入場)

(10番 山田議員 入場)

○建部議長 ただいまの意見書につきましては、採択が決定されました。

よって、最終日に意見書(案)の審議に入ります。

次に、日程第29 一般質問を行います。

発言通告書が提出されておりますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、甲良町議会会議規則第56条第1項の規定により1人35分以内といたします。ただし、質問の内容、状況から若干の延長が必要な場合は、その場において議長の判断で若干の延長を認める場合もあります。質問される方、時間が来れば簡潔にまとめていただくということになるわけですが、答弁される方も簡潔明瞭に答弁をお願いいたします。

それでは、最初に、5番 木村議員の一般質問を許します。

木村議員。

○木村議員 それでは、5番 木村でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

もうすぐ、この週末になろうかと思うんですが、昨年、東日本の大震災が起こって約1年と、今週の土曜日で10日約1年と。1年がたつんだなというふうに昨今のテレビで、報道でいろいろやっておられます。私ごとではございますが、私も宮城県の名取市、いわゆる仙台空港のほんの五、六分のところに親戚がございまして、あの昨年のニュースで仙台空港、あるいはその北側に名取川という川があるんですが、その川を津波がずっと上がって行って、こぼれて、漏れて、田畑を流れておる映像が映ってましたけど、ビニールハウス等々が沢山壊れておった光景を今でも覚えております。

そこで、ああ、うちの親戚、あかんなどというふうなことが思っておったんですが、結果論、あそこに仙台空港の北側というか、西側というかに、高速道路があったんですわ。その高速道路によってその津波がせきとめられて助かったということで、地震の方で家の中はごたごたになっているというようなことを聞いたんですが、そういうようなことが今思い出されてございます。

そういうことに関しまして甲良に目を向けてみれば、ハザードマップというものが、ちょっと時期がわからないんですが、甲良町、これは池寺の分を私は持っているんですが、ハザードマップというものがもらっております。それからもう一つは、池寺地区の防災マップというのももらっております。これがいつもらえたのかが、ちょっと記憶がないんですが、多分防災マップの方が先立ったと思うんですが、ハザードマップが三、四年前かなというふう

に思っております。これに関してちょっと質問させていただきます。このマップは、私の持っているのは池寺地区の分なわけですが、その町内全域に配られておられるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○建部議長 総務課長。

○山本総務課長 木村議員さんのご質問でございます。一応、今見せていただきました防災マップにつきましては、いつ配ったかというふうなことでございますので、平成18年に配らせていただいております。

まずは、防災マップから少し説明させてもらったらよろしいでしょうか。

池寺のというふうなことでお持ちいただきましたけども、こちらの方は下之郷の防災マップを持っております。集落内の避難場所、消火栓、防火水槽の位置、そして、集落によりましては浸水危険区域があるよというところについては、例えば、下之郷の場合ですと水色で表示をされています。そういうふうなものをご協議いただいて、集落で協議いただいてつくっていただいているという集落もございますし、単に避難場所と消火栓、防火水槽の位置を明示しているというところもございますけども、平成18年6月に防災マップは各集落に全戸配布をさせていただいているというものでございます。

また、続いて甲良町の地震ハザードマップというのをつくらせていただいております。これは建設課の方でつくっていただきましたけども、平成20年4月、これにつきましては13集落、集落懇談会を実施いたしまして、この内容説明と意見交換、そして、併せて個人宅の耐震補強についての診断をしていただきたいと。そういうふうなことでの啓発も含めて集落懇談をしたというものでございます。

あと1点お持ちの、池寺のおっしゃっていただきましたけども、土砂災害のハザードマップをつくらせていただいております。これについては滋賀県との協力関係の中でということになるかと思っておりますけども、これについても建設課の方でつくっていただいておりますので、これは平成21年につくられているのではないかというふうに思っております。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。

この池寺区の土砂災害のハザードマップに関して、続けて質問させていただきたいと思っております。

このハザードマップはもらっておるんですが、その後の対応と申しませうか、これは私だけかもしれないけど、もらって、一応家の片隅に、いわゆる壁のところに張っておったんですが、その後の対応ということで、いわゆるそのマップの危険地域、警戒区域のある、いわゆる民家、あるいは、池寺の場合で言いますと、お店とか、あるんですが、その後の対応ということ

でちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○建部議長 建設課長。

○若林建設課長 ただいま議員が申されましたように、土砂災害のハザードマップでございますけれども、これにつきましては土砂災害から国民の生命及び身体や財産を守るために土砂災害が発生するおそれのある地域を明らかにし、土砂の災害のあるおそれのある区域に対しましてハザードマップを作成したものでございます。

主には、ソフトとハードとあるんですけども、これにつきましてはソフト事業ということで、ハード事業につきましては膨大な金額で時間がかかるということで、取りあえずは危険な地域を対象になる地域、また住民の方にお知らせし、雨、特に台風とかそういう大雨が降ったときには非常に危険なところですので考えてくださいというようなことをお示しするものでございます。

建設課といたしましても、警報が出た場合には、この危険な箇所につきまして重点的にパトロールをし、災害が起こらないかということを確認しているところでございます。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。私が懸念しておりました各家庭、関係のある各家庭ですね。あるいは先ほど言いましたけど、お店とか、そういうところには連絡がしてあると、そういうことがあったら防災無線等々で知らせが聞こえたならば、そういうふうな対応をしてくれというようなことを言ってくださっておるんだと思います。

そうしますと、池寺のことを今聞きましたんですけど、あと、池寺を除いたら12カ字あるんですが、その他地区への対応といいますか、今、総務課長の方から防災マップ、下之郷云々のことをお聞きしたんですが、あと十何カ字はどうなっておるのでしょうか。

○建部議長 総務課長。

○山本総務課長 一応防災マップにつきましては、それぞれの集落ごとに1枚ということで、図面をもとに消火栓の位置、防火水槽の位置を落としておりますので、それぞれの集落全戸配布ということでございます。

○建部議長 建設課長。

○若林建設課長 土砂災害ハザードマップの方は、山間部の、あと池寺地区さん以外は正楽寺と長寺地区の3カ字に配布してございます。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。

3カ字ということは、ハザードマップに関しては、山というふうなことだ

と思うんですが、甲良町は犬上川がありますので、犬上川に関しては何もないんでしょうか。それと、ついでに小川原地先に防災ヘリポートがつくられてあるんですが、あの防災ヘリポートの役目、役割は何であるのかなということをお聞きしたいと思います。

○**建部議長** 建設課長。

○**若林建設課長** まず、河川災害のことでございますけれども、平成21年6月に滋賀県の土木交通部の河港課より、100年に一度起こり得る大雨により犬上川がはんらんした場合の浸水地域をシミュレーションしたものができました。それによりますと、甲良町地域では浸水がないというようなことでございましたので、ただいま河川災害のハザードマップというのは作成をしております。

以上でございます。

○**建部議長** 総務課長。

○**山本総務課長** 水防センターの関係のことをご質問いただきました。

防災ヘリのエアポートもあるわけですが、その部分につきましては、現状では緊急時のための離発着というふうなことでございます。今、現状の状況では新幹線の沿線、あるいは交通の渋滞状況等の関係でヘリをそこへ発着させているというのがございますけれども、防災の関係で今緊急にということは今のところはございません。

○**建部議長** 木村議員。

○**木村議員** わかりました。

そうしますと、次に、防災マップに書かれてあったのが、私もよく見ておらなかったもので、何のことかいなというふうに思った。水防団員ということが、いわゆる水防信号というのがここに書かれてあるんですけど、水防団員ということが書かれてあります。あまり聞いたことのない言葉なので、ちょっとわかれば説明をお願いしたいと思います。

○**建部議長** 総務課長。

○**山本総務課長** 水防団員につきましては、犬上川が決壊したときに、その対策、その対応のために出動するものというふうなことで、今現在は消防団員が兼ねているということでございます。

○**建部議長** 木村議員。

○**木村議員** わかりました。

それともう一つ、防災マップで、これ、池寺の分を持っておるんですが、2月に池寺でも、いわゆる企業の火災がございました。そのときに私も飛んでいってそこにおったわけですが、1時間以上2時間以内ですか、なかなか鎮火しなかったことがあったんですが、大ごとにはなったんですが、付近の

会社が2、3あるんですが、そこには車だの、壁だの、かなりの被害が出たというふうに聞いております。そのことに関しての、いわゆる補償関係は進んでおるように聞いておりますが、そこまで私はタッチしていないんですが、そのときに消火栓が307の国道の、もちろん真ん中ではございませんが、歩道があって、その歩道から車線の方に何センチか、何十センチか、ちょっとはかってはないんですが、多分5、60センチはあったと思いますけど、そこに消火栓があるんです。ああいうつくり方でいいのかなというふうに思ったもので、私の思いでいきましたら、その当時から会社があったかと思うんですが、会社への進入路があります。その道幅は6、7メートルあるかと思うんですが、そっちの方に消火栓を移設といいたいまいしょうか、移設された方がいいんじゃないかなというふうに思いましたので、その点、お尋ねしたいと思います。

○**建部議長** 総務課長。

○**山本総務課長** 申しわけないんですけども、その場所をしっかりと確認をしておらないというふうなことが現状でございます。今おっしゃっていただいたことで再度確認をしたいと思っておりますので、ここでの答弁は控えさせていただきます。

○**建部議長** 木村議員。

○**木村議員** わかりました。ちょっと不自然だなというふうに思っておりましたので、いい対策ができればというふうに願っています。

そうしましたら、次に、緊急時の対策と防災無線のことについてお尋ねしたいと思います。

最初に、防災無線の目的は、何のために設置してあるのか。いつも聞いておきますと、毎日の町内全域にお知らせされておられる定時放送と、よく図書館の行事、映画があります、どうのこうのという案内がございます。保育園とか学校とか、緊急時に放送をされておるのもよく聞きます。それと、年に数回、1回かもしれませんが、防災訓練のときにお知らせする、いわゆる訓練、訓練というようなことだったと思いますが、そういうふうに防災無線の設置の一番の目的は、あるいはもう一つ、誰が放送されておられるのかをお聞きしたいと思っております。

○**建部議長** 総務課長。

○**山本総務課長** まず、目的でございます。目的につきましては、災害等非常・緊急時における通報および広報活動を迅速かつ正確に行い、併せて日常の行政連絡の円滑化を図り、本町防災体制の確立と住民福祉の増進に資するということが目的でございます。災害等非常・緊急時における通報および広報活動を迅速に行うということが目的だと思っております。

それと、放送につきましては、通常につきましては役場総務課の方でやらせていただいています。あと、時間外につきましては、当直、日直あるいはつなぎの当番がやらせていただくという形になっております。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。

その次にお聞きしたいんですが、火災あるいは災害時に、今聞いておりますと職員が放送されるわけだと思っております。それに関して職員向けのマニュアルとか取説だとか、あるいは実際になかなかできる、できんがちょっと想像がつかないんですが、テスト放送なんかをする必要があるかと思うんですが、どのような訓練をしておられるのかをお聞きしたいと思います。

○建部議長 総務課長。

○山本総務課長 マニュアルの関係でご質問いただきました。

放送できる場所につきましては、2階の放送室、そして1階の宿直室に放送機器がございます。放送手順のマニュアルはそちらの方にそれぞれ完備しておりますし、取扱説明も置いているというものでございます。宿直等で必要となるために職員への説明会は実施はさせていただいています。実際、平成22年に防災無線を更新させていただきましたので、以前よりは操作は簡単にはなっています。でも、おっしゃるように、放送の機会というのが少ないというふうなことで、そういうふうなことでの機器の取り扱いについてはさらに徹底していかなければということは思っております。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。

防災無線なんですが、その次にお聞きしたいのは、町内で、私は池寺の住民ですので池寺の中で聞いた話なんですが、町内で受信できない、受信がしづらいという地域があると聞きますが、あれば、その調査と対策はできておるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○建部議長 総務課長。

○山本総務課長 受信しにくい地域ということでございます。

おっしゃるように、住民の方から個別に連絡をいただいているというのが現状でございます。そして、その連絡をいただいたところに対しまして業者の方に順次対応をお願いをしているということでございます。

受信がしにくい場所は当初からあるということで、こちらの方も把握はしていました。実は議員も知っていただいていると思うんですけども、東日本の震災によりまして、役場の無線設備、ここに、本部に置く本体機器が倒れて、またもう1回、一から組み直すということがあって、その部分で繰り越

しをさせていただいたということがあったかと思えます。

そういうふうなことがありますして、本来的にはちょっと感度が悪い家庭についてのフォローもそのとき時間的にできるというふうなことでありましたけども、そういうような緊急的な特殊な事情がございましてできてない部分がございますので、その点について早急にパナソニックの方にも改善を依頼しているというのが現状でございます。ご迷惑をかけているとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思えます。

○**建部議長** 木村議員。

○**木村議員** よくわかりました。なるべく早くそういうようなことは解消をしていただいた方がもちろんいいと思えますので、努力をひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

その次に、緊急時の放送をするかしないかという取り決めの判断は誰がしておられるのかということが気になります。火災によっては、建物火災だとか、雑草火災、車両その他の火災があるわけでございますが、建物火災でもぼや等々がありますが、先ほどもちょっと申しましたかな、2月中に、私が記憶しておりますのは、萱原で、夜中だったんですが、小屋が燃えたとか、河瀬の方で、神戸電気の前の方で火災があったとか、先ほど言いました池寺、それからこの間の小川原のような、小川原は1軒全部燃えちゃったというような大火があるわけでございますが、何でもかんでも放送するということはやじ馬が増えて混乱を招くと思えますが、その放送をする緊急対応マニュアルみたいなものが決められておられるのかどうかを聞きたいと思えます。

○**建部議長** 総務課長。

○**山本総務課長** 先ほどもお話しさせていただきましたけども、マニュアルの中では、町内で火災が発生した場合は総務課長、消防主任に連絡をし、その指示があればまず宿直室から消防団員の招集の放送をします。消火活動を最優先をすることでそういうような取り組みをさせていただいています。火災の状況によりまして、指示があれば宿直室から町内全域に、一般向けに放送をすることでございます。

実は、町外の放送についてはほとんどさせてはいただいておりません。ただ、消防団員に大きな火災の場合行っていただかなあきませんので、そういうふうなことはさせていただくんですけども、町内が優先ということになるかと思えます。

放送については、火災時は消防指令電話回線から放送が流れてまいります。その内容は、その場所やぼや、あるいは大火の区別はすぐには判断ができないという状況でございます。先に火事があって少し覚えていただいていると思えますけども、長寺東の火災があったときは、長寺中央という連絡がござ

いました。実は長寺東なのか、長寺西なのか、その場所が特定できないということで放送がかけられないという状況でございました。そういうふうなことから、関係者がそちらの方に行きながら判断していくというふうなことをさせていただいています。きのうのご質問もありましたように、小川原の場合は消防の団員にはいち早くということでもさせていただきましたが、火災が大きかったというふうなこともありまして、こちらの不手際で放送ができておらなかったと。一般向けにはできてなかったということで非常に申しわけないことでもございましたけども、そういうようなことがないように、これを教訓に取り組んでいきたいという思いをしています。

そのほかにぼや、雑草火災とか、その他火災については放送はいたしません。まずはそういうようなことでもございます。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。

その次に、これはあくまでうわさで、そのとおりでと思うんですが、放送をするとやじ馬が来るから消防署からはなるべく放送しないように言うてはるんやというような変なうわさを聞いたことがありますんですが、こんな事実はないと思うんですが、一応お尋ねしたいと思います。

○建部議長 総務課長。

○山本総務課長 それは消防本部からということでもございますか。

○木村議員 そうです。

○山本総務課長 ちょっと私どもの方は、そんなことは直接には何も聞かせてはいただいてないというのが現状でございます。先ほども申しましたけども、最近は何々さん宅というふうなことでの放送は、連絡は来ません。周辺が目立つ建物のあたりを指してというふうなことでもございます。先ほどの話じゃないですけども、消防の本署と分署やらの関係での伝達は地図情報がありまして、うまくその部分はそうやって言うててもわかるんですけども、それぞれの役場に流れる情報は言葉だけですので場所が特定できないというふうなこともございましたので、そういうふうなことの改善を消防本部の方に今回行政のデジタル無線を更新するということにもなっていますので、町長が要望をさせていただいているということでもございます。うわさはあまり聞いておりません。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 申しわけございません。変なうわさを発表してしまいました。ほんまのうわさで済んでおったらいいかと思えます。

それで、小川原の火災の、ちょっと全協でも出てあったかと思うんですけども、小川原の火災のあの晩、ちょっと遅い時間、あるいは次の日に町民か

ら聞かれて、防災無線入ってなんだなみたいなことを聞かれましたので、僕自身もその日はちょうど家におりましたので、僕も聞いてないなということで、翌朝総務課に確認しに寄せてもらいました。

そうしますと、課員さんが言っておられたのは、まだ放送するという基準が決まってないようなことをちょっと聞きましたので、だからそれを、放送はしないということになるのか、いわゆる、先ほどからちょっと言うてますけど、やじ馬を規制できないなら、それはそういうことで放送ができないというようなことだったらおかしいと思います。町内の火災の場合、親戚の形も沢山おられると思いますし、消防団員全員かどうか、ちょっとわからないんですが、消防団の方には消防団さん用の無線があるように、先ほど総務課長、答弁いただいたんですけど、消防団の形もおられる、そういった方たちのためにいち早くお知らせして協力体制を確立しなければならないと思いますが、これは違いましょうか。あるいは、火災の原因をあまり聞いたことがないんですよ。僕だけかもしれませんが、これは全国的に日々火災のニュースが流れておるわけですが、結局あそこの火災は何が原因だったのかというような原因がわからないままの火災が沢山あるかと思うんです。ですから、僕が常々思っておりますのは、いわゆる火災の注意を喚起する意味でも何らかの形でお知らせできないものかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○建部議長 総務課長。

○山本総務課長 原因を放送したらどうかというふうなことでございますか。原因につきましては、現場確認をしていただいからというふうなことになってまいります。議会の議員さんの中の間ではございますけども、そのときには、この前西澤議員さんも1年間の火災の発生件数みたいなものの統計を、データをくださいというふうなことやらも言われておりましたので、そういうふうな場でさせていただくということはあるかと思いますが、火災原因についてはいろんな状況もあるかと思いますが、しないという方向だと思っています。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 もう一つ、基準のこと。

○建部議長 総務課長。

○山本総務課長 基準につきましては、マニュアルでも言わせてもらいましたが、今現在は現場を確認しながら大きな火事になってくるときには放送しているということでもさせていただきたいと思っています。

○建部議長 木村議員、ちょっと質問の焦点が、注意をしていただきたい。

○木村議員 その次に、他の火災のときに、狭い道路に自動車がとまってあつ

たりだの、消防車が現場まで行けなかったというようなことをちょっと聞いております。この間、小川原の火災があったときには、私、想像でだと思うんですが、道が一本道というか、現場までの道が一本道というようなことで現場に早く行って、状況把握して対処する体制をとということなんですが、そのとき職員はどの程度の協力があるのかということをお尋ねしたいと思います。

○**建部議長** 総務課長。

○**山本総務課長** 5番目の緊急時の職員の協力体制ということでおっしゃっていただいているということですね。

一応、まず二通り考えられると思います。この前のようなときですと、例えば役場の中にも電話がかかって、どこやというふうなことでの電話対応をしなければなりませんので、宿直だけでは難しいとか、そういうようなことがございます。そういうような場合は、在士等の近在の職員に出てもらって電話対応をするということではさせていただいています。

また、火事の現場では福祉課、あるいは社会福祉協議会の職員、そして日赤の役員さんとの連携をとりながら、現状今やらせていただいているというものでございます。

○**建部議長** 木村議員。

○**木村議員** わかりました。

先ほど放送することによってやじ馬が増えるというようなことを申しましたんですが、そういうような人、または車両等を制限するために職員の協力の体制というのをマニュアルとしてはないものなのか、ほかの火事の現場、昨今の私の経験した例で言いますと、池寺の火災のときには消防団の方、いわゆる消防署の方等々はヘルメットをかぶって、そういう服を着てやっておられるのが、ただちょっとおかしいなという方々が、そういうような交通管制というか、そういうことを、その現場の整理をしていた方々がおられたように思うんですが、そのようなことは決めておられるのかどうか。職員の中でそういう協力体制をとということで、今、総務課長がおっしゃられた近在の字の云々を申されましたが、全般的にわたっての職員さんの協力体制というのは、マニュアル的なことはないのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○**建部議長** 総務課長、簡潔に答弁を。

○**山本総務課長** 一応発生の時間とか規模等いろいろと想定をしなければなりませんので、今現在ではないわけですが、今後参考にさせていただきたいと思います。

○**建部議長** 木村議員。

○木村議員 次に、その前の質問と重なってしまうかと思うんですが、消防団の組織のことについてお尋ねしたいと思います。

まず、町の消防団の組織は、条例等で確認はさせていただきましたが、皆さんに知っていただくために再度確認ということで質問をさせていただきますと思います。

まず、団長以下役職と人数および各班と班体制をとっておられるように聞いております。各班の定数および団員数はどのようになっていますか。

○建部議長 総務課長。

○山本総務課長 消防の定数は60人定員ということでございます。現在団員は55名ということでございます。団長、副団長、そして第一分団、第二分団とございます。それぞれに分団長1名、副分団長が1名ずつおいでになります。

集落別に言わせていただきます。呉竹につきましては、現在4人、在士が2人、小川原が3人、北落が4人、横関が3人、金屋が4人、正楽寺が3人、尼子が6人、下之郷が6人、法養寺が3人、長寺西が4人、池寺が4人、長寺東が3人というものでございます。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。60人の定数で55名ということでございますね。

その次に、消防団の行事、訓練等の実施状況および参加人数をお尋ねしたいと思います。

○建部議長 木村議員、もし何でしたら、2つ、3つやられた方が。

総務課長、答弁は。

○山本総務課長 個々に参加人数については持っておりませんので、ちょっと申しわけないですけども、行事、訓練に参加できていない、名前だけの団員はいないかというお問いかけだというふうに理解をしますんですけども、これについては一部参加率の低い方はおいでになっているというのが現場でございます。そういうようなことでございます。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 私の頭の方がついていけませんので、1つずつ聞きたいなというふうに思っていますが、なるべく努力したいと思います。

今、そのように、要するに名前だけの団員というような形があるかと思うんですが、その方々にも、今55名だと聞きましたですけど、その方々にも団員の報酬は一律に出ておるのかどうか。あるいは、何らかの理由で1年ぐらいいは、例えば転勤だとか、病気だとかいうような理由で1年ぐらいい、長くても1年ぐらいいは何かの都合で出てこれないという場合があるかと思うんですが、2年とか、それ以上とか、全然消防団の活動に参加していない方々

もおると思います。そのような方々は半額とか、4分の1とかいうようなことを何らか考えておられた方がいいんじゃないかと思いますので、何か考えがあればと思います。

○建部議長 総務課長。

○山本総務課長 こちらの方で出席率の関係は細かなことはございませんけども、火災出動、あるいは訓練出動というものがございます。そういうふうな中でまた年末の夜警、そして出初め式等々の行事や総合防災訓練に参加というものもございます。現在、私が把握している中ではほとんどの方は年末夜警には出ていただいているので、全く1回も出動がないというものについてはごくごくわずかだというふうに思っています。それで減額とか、そういうふうなものはさせていただいていないというものでございます。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。ちょっと考えられた方がいいのかなというふうに疑問を残したまま、次の質問に移らせていただきたいと思います。

今言われましたですけど、今現在定員割れを起こしておるわけですし、訓練に参加しない方々もおられるということですが、団員の加入条件とか、あるいは勧誘の方法には問題がないのかなというふうに思いますが、いかがでしょう。

○建部議長 総務課長。

○山本総務課長 加入の条件は、当該消防団の区域内に居住し、または勤務する者、18歳以上の方、そして、固い志と、かつ身体堅強な方ということでございます。それぞれの集落の区長さんが欠員補充をしていただくということで進んでいただいているということでございます。

平成23年度も区長会の欠員の状況を、今、今日報告させてもらいましたように、どこそこの字は何人足りませんよという資料を出しながら、区長会をお願いをしておったところでございます。

また、今年度は消防団のパンフレットをつくっていただきまして、全戸配布をさせてもらって団員募集についての啓発を、このような形ですけどもさせていただいているということでございます。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 そのパンフレット、確かに見させてもらった記憶がございます。私ごとになりますが、約25年ほど前の話ですね。私が三十七、八だったと思いますけど、字の集落の方で、いわゆる自警団の方ですね、むらの方は。自警団に頼めんかというようなことがお話がございましたですけど、あのころは、いわゆる消防団員というのは、自警団の団員というのはエリートコースだというふうになっていまして、その当時の池寺の定年が40歳でござい

ました。だもので、私はもう38になろうとしておりましたので、一生懸命やらせてもらっても2年じゃないかということで2軒隣にもっと若い方がおられましたので、その方に頼みに行ったら快く受けてもらえたというような、あのころはエリートだったというふうに記憶に残っておりますが、昨今は各集落で団員になり手がなく、字によっては短期間の任期で、そういうような約束事があって団員になっておられるというようなことが聞いたおぼえがございます。字の申し合わせみたいな、任期でやめてしまわれるようなことになったら、その集落から団の幹部が出てこないというような懸念を覚えますが、いかがでございましょうか。

○建部議長 総務課長。

○山本総務課長 おっしゃるとおりだと思います。木村議員の時代、消防団というのは意識が高く、また地元での応援体制ということや使命感というものもございましたけども、最近では世代間の意識にギャップも生じているということもありますし、勤務の体系もサラリーマン団員さんが増えているというふうなことで地元におられないという中で地元の区長さんもお苦労いただいていると思います。

そのような中で、なかなか入団してもらえないということで、欠員が出るよりは短期間ということでお頼みをしながら団員補充をしていただいているのかなという思いでございます。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 本当に総務課長のご苦労がよくわかります。何とか、いわゆる定数のよく参加率も上がってというような人員がおられましたら、本当に私自身もうれしく思うところでございますが。

その次に、町内の団員数が少なくなってしまう、いわゆる今サラリーマンの方が多というような答弁がございましたが、平日の昼間はその方々がちょっとおられないというようなことになろうかと思えます。有事のときの対応は、そうしましたら役場職員を中心に、役場職員を中心とする団員が対応をしなければならないというようなことになろうかと思えますが、その職員の団員数が少なくなったら、どうされるかということをしきりと規約化とか、組織化とかいうようなことをする必要はないかというふうに思いますが。

○建部議長 総務課長。

○山本総務課長 役場職員の規約の中にうたってはどうかということでございます。今現在はそういうふうなことはさせていただいてないというものでございます。近年では若い職員さんに消防団の本団の中に入ってもらって活動してもらっています。即何か緊急のときがあれば消防車に乗って出動いただ

いているというものでございますけども、実はいろんな考え方もございます。団員が、役場職員が多くなって、比率が多くなってまいりますと、昼間の火災のときはいいのかもわかりませんが、台風や大規模災害のときに対応ができないというふうな問題もございます。そういうふうなこともいろいろと検討もしなければならぬということもございますので、今後に詰めていきたいという思いでございます。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。

団員が少なくなるというような方向、いわゆる少子化というようなことも関係がすごくあるのではないかと思います。今、役場の東側にJAの庁舎が建設中ということで、そのJAさんとか、あるいはその前に消防車庫があるわけでございますが、一般の企業で町内に勤務している方々の団員の勧誘は考えておられないのかということでございます。団の条例には規定されておられます。先ほども総務課長、答弁があったかと思うんですけど、当該消防団の区域内に居住し、または勤務する者という部分がございます。そういうことで、JAの方々の団員勧誘、あるいは近くの企業の団員勧誘ということ、それともう一つ、1点、5条の2の2というところに、各号にいずれかに該当する、その身分を失うという項目がございまして、当該消防団の区域外に転住し、当該区域団の、いわゆる簡単に言うたら甲良町から転住し、または転勤したときは、その身分を失うという項目が書いてあります。これは、僕、ちょっと疑問に思ったんですが、消防団の区域外に転住しても、甲良町から住所を移しても、甲良町の企業に勤めておられたらいいんじゃないかという部分と、あるいは転勤がされたら。転勤されても住所が甲良町だったらいいんじゃないかというふうには思うんですが、ちょっと続けて2点、お願いできますか。

○建部議長 総務課長。

○山本総務課長 今のお話は町消防団の幹部でのお話の中でも出ている部分もでございます。ただ、いろんな問題で課題はございます。夜間の火災であるとか、定数の問題とか、今の規定をどう扱っていくとか、そういうようなものでございますので、今現在は集落からの団員募集を優先して考えているという現場でございます。

今の区域外のというふうなこともおっしゃっていただいておりますけども、現実、すぐ近くに済んでいただいているという方については、非常に優秀な方については今もお願いをしているという現状はありますので、あまり大きな声ではないんですけども、運用をさせていただいているということはありません。

○木村議員 5条2の2。転住とか転勤とか。

○建部議長 総務課長。

○山本総務課長 転勤ではないんですけども、今僕が言わせていただいたのは、ちょっと甲良町域から外れて所帯を持たれた方も、地元の活動もされていますので、そういうふうな形でやらせてもらっていますよということは言わせてもらってますけども、そこまでのことは今議論は、木村議員がおっしゃっていただいているところまでは議論はしていません。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 そうしましたら、次、訓練の実施状況についてお聞きしたいと思います。

甲良の消防団は優秀だというようなことを先ほども申しましたけど、二十数年前の話になりますが、あのころは甲良の消防団は、いわゆるポン操ですね、ポン操で非常に優秀な成績をおさめておられたというふうに聞いておりましたし、最近ではちょっとそういうようないいニュースが流れてこないというのが現状だと思います。

優秀な成績というのは、団の士気を上げて、団の組織力のバロメーターというふうになろうかと思えます。訓練方法とか団員の獲得に問題がなかろうかというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

○建部議長 総務課長。

○山本総務課長 訓練については幹部を中心に以前と同様一生懸命取り組んでいただいているということをご存じいただいているところでございます。成績につきましては、最近では市町村合併がされまして、それぞれのエリアが大きくなっていると。例えば甲賀ブロックであるとか、非常に大きな組織の中だと団員の数も多いというふうなことから、選抜されてくる団員も、また小さな町からとは違いがございまして、非常にそこら辺の難しさもございませぬ。本町の場合ですと、少数精鋭で集めて上位をねらっていくということになってこようかと思えます。

今現在は、私は成績もさることながらなんですけども、団員のきずなをつくっていく、また、操作の再確認をしていく。そして、意識の向上を図っていくという団のつながりをもっと深めながら今後の団活動のためにこの場がいい機会になっていくという思いでございませぬ。特にポン操を経験した方がだんだん幹部になっていただいていると。やっぱりその苦しさや楽しさ、その辺のことが肌で感じながら団員の育成の場になっているということは言えようかと思えますので、このことを十分に考えながら今後のポン操大会への取り組みにつなげていきたいなと、そんな思いです。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。少数精鋭、頑張っていたきたいと思います。
そうしましたら、次の項目で、不正取水についてということでお尋ねしたいと思います。

きのう、全協でも質問が出ておりましたので、私はこの場できのうのことを忘れ、白紙の状態で質問させていただきたいと思います。あれから、いわゆる12月定例会から3カ月がたつわけですが、捜査の進捗状況はどうなっておりますか。

○建部議長 水道課長。

○茶木水道課長 1月17日に告訴状を彦根署刑事第一課長へ提出をいたしました。提出書類の記載内容について、担当者が来られて説明をしたという段階でございます。今後の予定につきましては、聞いたんですけども、捜査の秘密上説明がありませんでしたので、よろしくをお願いします。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 警察の言われることはよくわかります。待っておいてくれというようなことだと思います。私の個人的なことでもそう言われました。

その次に、9月の定例議会の一般質問で、盗水というような言葉が答弁の中に入っていったわけですが、それに基づいて襟を正す意味で、まず、議員から調査をしてもらおうということで同意書を出したわけでございます。全員ではなかったと聞いております。選挙によって新人議員さん、前議員さん、元議員さん、続投の議員さんというふうに、とりあえずメンバーがかわったわけですが、今後どうされるのか、お聞きしたいと思います。

○建部議長 水道課長。

○茶木水道課長 同意書の件でございますけども、前のときにありますただし書きに、町会議員の在職期間中に限るというふうに書いております。一度もらった方につきましては、継続されている議員さんにつきましては、前一度もらった同意書がそのまま生きているというふうに判断をいたしております。それで、あと、新たになられた議員さん、同意書をもっていない議員さん、あと、それまでにやめられている議員さん等おられますので、その方については同意書を提出していただくようお願いしたいと思います。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 よくわかりました。

その次に、まず、率先してまず議員だったわけですが、町民の声、あるいは区民の声は、その次には役場の職員、あるいは農業委員、あるいは行政と利害関係のある団体などの調査をということによく言われます。そういうことは考えておられるかどうかをお尋ねしたいと思います。

○建部議長 水道課長。

○茶木水道課長 今のところまだ考えておりません。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 その次の質問に移るわけなんです、それを今現在は議員だけというふうなことになるわけですが、今言ったことを役場の職員さんとか、農業委員さんとか、今言っている利害関係のある団体というふうなふうに申しましたが、そういうふうなことの調査を経ていかないと、たぶん私の周りの方々がおっしゃるのは、一般町民まで調べなあかんのちゃうかというふうなことを常々言われますので、その方々から順番に、最終的には、時間はかなりかかると思うんですが、最終的には一般町民まで調査をしていかなければ、この際、調査をしていかなければこの問題は終わらないというふうに思いますが、いかがですか。

○建部議長 水道課長。

○茶木水道課長 調査を行いますには、まず同意書、先ほど言いましたように議員さんにも同意書をもらったわけでございますけども、その同意書を提出していただくというふうなことで協力を願うというふうな形で行っていくというふうなことでございますので、それで同意が得られれば調査ができるというふうになるかと思います。

○建部議長 木村議員。

○木村議員 ちょっと今話が、少し答弁の内容が違うかと思うんですけど、順番にやっていかなかったら最後まで行けないなというふうに思いましたので、ただ、今現在は云々という話がございますが、その点をよく議論していただいて、ぜひともそこまで調べていけるように努力していただきたいというふうに思います。

最後に、不正取水ということには、もちろん常々私自身も疑問を持っておったわけですが、公平公正なまちづくりをめざすということをもットーに議員に再度立候補させていただいて議員にならせていただいたということでございますので、今までは、いわゆる議場ではこういうことは言っていなかったんですが、公の場でと申しましょるか、議場で、一般質問という形で私も疑問に思っているというふうなことを言いたかったもので表明させていただきました。

聞いておりますと、あと数名の議員さんがこの問題に対して質問されるように聞いておりますので、これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○建部議長 木村議員の一般質問が終わりました。

ここで、15分間休憩いたします。

(午後 3 時 0 5 分 休憩)

(午後 3 時 2 0 分 再開)

○**建部議長** 次に、1 番 阪東議員の一般質問を許します。

阪東議員。

○**阪東議員** 1 番 阪東です。

まずは、質問ですけれども、せせらぎの里甲良整備事業について質問をさせていただきます。

(仮称)せせらぎの里こうら交流館が平成 24 年度オープンをめざし建設計画中でございますが、地域の内外者と交流の場として、また甲良町の農村振興の場、または商業の場、観光の拠点として期待するところでございますが、その運用についての質問を行いたいと思います。

まずは、現在の開館時間帯で、特にお客様の多い時間帯はどの時間帯であるか。それらの時間帯の動向を考慮して今後交流館の開館時間帯をどのように設定されるのか、お聞かせを願いたいと思います。

○**建部議長** 準備室長。

○**阪東直売所準備室長** まず、営業時間について説明させていただきます。

現在の直売所の営業時間は、4 月から 10 月までは午前 9 時から午後 6 時までです。そして、11 月から 3 月までは午前 9 時から午後 5 時までです。休日に関しましては、12 月 31 日から 1 月 3 日までです。現在 7 月 30 日からプレオープンということで、金屋の方で営業をやっております。お客様の声を聞きますと、この冬時間に関しましても時間は延長してほしいということ聞いておりますので、直売所でも延長を予定しております。

それと、次の売り上げの時間帯のピークに関してでございます。

通常直売所のピークに関しましては、開店の時間から正午までという傾向が高いです。今年の 2 月に実施をされました湖東地域農業センターによりまず当直売所の消費者アンケートに関しましても、9 時から 11 時までの 2 時間で大体 37% のお客様が来場されております。当直売所の実績に関しましても、9 時の開店から 12 時までの売り上げ実績が 46% を占めております。来年度建設予定の交流館に関しましても、現在の直売所の営業時間程度で考えております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 品ぞろえとか、販売員のシフトというような形のものも今後出てこようかと思えます。関係者と本当に協議し、コストのかからない方法で検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、また国の補助金の関係上、道路情報、また地域情報というふうなものでいろいろ設置をされておりますが、そのエリアを含めて 24 時間

の開館エリアがあるのかというふうな形についての内容についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

○**建部議長** 準備室長。

○**阪東直売所準備室長** 施設関係で言いますと、簡易パーキング整備事業の駐車場と公衆トイレ、それと町の区域であります交流館加工場、そしてまた調整地兼公園の区域がございます。道の駅の条件になっておりますのは、駐車場の区域と公衆トイレと交流館の中の情報コーナーです。駐車場と公衆トイレに関しましては24時間の対応ということで考えております。ただ、情報コーナーに関しましては交流館の中にありますので、交流館の営業時間でということ考えております。

それと、非常時に関しまして公衆電話の備えつけが義務化されておりますので、これに関しましては交流館の外部に取りつけるということ考えております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 引き続きまして、直売所の店舗というのは、図面を、平面図を見させてもらいましたら、食品とか加工品とか、それらを保護する冷蔵・冷凍、精米機を含めて本当に高価なものが沢山あったと思うんですけれども、それらを含めて夜間の警備体制というのをどのように考えておられるのか、ちょっとお願いします。

○**建部議長** 準備室長。

○**阪東直売所準備室長** 現在の加工場、直売所に使っておりますけども、営業時間外に関しましては民間の警備会社の方に業務委託をしております。この内容に関しましては、出入り口とか窓に関しましては開閉センサーをつけまして、これによる感知というのが1点と、室内に関しましては空間センサーによりまして動くものの感知ができるというような方法と、それと、煙センサーによりまして火災の検知という方法です。交流館に関しましては、このほかに防犯カメラの設置も考えております。

以上です。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 夏場いろいろ暴走される若者も沢山おると思うので、いろんな形のもので警備体制というものの確立をしてもらいたいと思っております。

続きまして、甲良町墓地公園整備に関する件についてご質問したいと思っております。

先般24年度第1回臨時議会に提出されました議案第1号の内容で、墓地の永代使用料について、甲良町出身者とはというふうな形のもので用地を求めるのが本人を指すのか、それとも親族等級で区分するのか、ちょっと明確

でなかったので、ここで質問をさせていただきます。

○**建部議長** 住民課長。

○**中川住民課長** 購入をする、いわゆる永代使用、供養とするとか、その方を対象に考えております。親族という定義は条例ではさせていただいていないので、できるだけ柔軟に対応させていただいて販売促進につなげていきたいというふうに考えております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 先日も、私、墓地公園を確認しましたら、50基強余りの墓が設置があったわけなんですけれど、かなり空き地があり、売れ行きは不振かなというふうな形で思っているわけですが、今後隣接する地域、また地域を含めた甲良町の町民の需要というふうな形をどのように予測されているのかをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○**建部議長** 住民課長。

○**中川住民課長** 町内の方も含めてですけれども、広報もさせていただいているんですが十分なところはないかと思えます。ホームページでも出させていたいただきまして、町内、町外を問わずに販促を進めるということでは取り組みをさせていただいていますので、できる限り柔軟な対応をしていきながら販売促進につなげていきたいというふうに考えております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 需要と供給のバランスと、やはりそういうふうな促進を願うのであれば全国も含めて、いろんな形のもので緩める可能性があると思うので、また協議の方をよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

次に、低学年の通院医療というふうな形のもので質問をさせていただきます。

小学生を持つ子どものお母さんから、近隣の町では低学年、小学校までの通院医療が無料になっていると聞きましたが、甲良町も将来無料化に取り組みをされるのか、この点について、また財政事情であれば導入したときの試算というふうな形のものをお聞かせ願いたいというふうに思っております。

○**建部議長** 保健福祉課長。

○**川嶋保健福祉課長** 隣接の低学年の通院医療ということでご質問いただきました。隣接の多賀町、豊郷町では、平成23年4月から小学生6年までの児童を対象に入院・通院の医療費無料を実施しております。これは、町単独事業で実施しております、かなりの予算費用を計上していると聞いております。

また、大津市を除きほとんどの市町が小学生、中学生で入院だけを医療費無料実施している状況でございます。甲良町におきましても昨年の9月議会

におきまして入院について助成枠を小学生、中学生まで拡大をしていただいたところであります。当町の財政事情等を考えますと、通院の医療費無料化は大変困難な状況でございます。

それと、もし財政事情であれば、導入された場合にどの程度の予算化が必要かということではなかなか費用額をつかむのは難しいわけではございますけれども、現在支給されております乳幼児、これはゼロ歳から6歳まででございますけれども、その方は6学年ということを考えますと、約1,100万ほど現在支出をしておりますので、通院されるかどうかわかりませんが、およそ同額程度が新たに必要になってくるのではないかと考えております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 ちょっともう一度。入院の方が無料化というふうなことだったんですね。

○建部議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 小学生、中学生までの入院が無料化にされています。これは9月議会で決めさせていただきましたので、10月から実施しております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。やはり近隣にできて甲良にできないという形のものちょっと疑問に思うので、やはりそういうような形についてもできるだけ早い時期にできるように考えていただきたいというふうに思っております。

続きまして、人口の減少と甲良湖東定住自立圏の状況についてということで、この件につきましては、町長の方も一応正月の方にいろいろ、昼間人口というふうな形のものも放送で流されていたと思うんですけども、甲良町も県内で人口が一番小さな町になり、1町だけでは定住に必要な生活機能というのが確保できないというふうな形の状況になっているのは私も認識をしております。そのため、地方から大都市圏への人口流出を抑制するために総務省が推進する施策ということで、平成20年（2008）年度に定住自立圏構想推進要綱というふうな形が公表し、中心市、ここで言うならば彦根市が生活経済面のかかわりの深い周辺町村というふうな形の協定を結んで、定住自立圏の形成、中心市が作成する定住自立圏共生ビジョンに沿って地域全体、医療、福祉、教育などの生活機能を強化、交通、ICT、情報という新しい公共事業というふうな形になってくると思うんですけども、それらのインフラ整備や地域以外の住民の交流、人材育成など、人口の定住に必要な生活機能を確保に取り組む内容でしたが、これについて質問をさせていただきたいというふうに思っております。

まずは、人口の減少は、住民が必要とする生活機能不足にあると思います
が、いわゆる政策で交通産業、環境、文化、福祉、医療、教育等、それぞれ
まだあるかもわかりませんが、そういうような基本の施策に対して、特に
甲良町が優位というか、特に優位に進めてきた政策分野を順番に並べるとし
たらどのような順番になるかというふうな形ですけれども、これは1番、2
番でも結構なので、特に他の町よりもすぐれてやってきたというふうなこと
について質問したいと思います。

○建部議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 ただいまの阪東議員の質問に答えたいと思います。

政策分野に対する問いかけだと思いますので、まず、本町におきましてはま
ちづくり施策についてということで甲良町新総合計画に掲げております、笑
顔で暮らせる豊かな農村の実現をめざすということで、その中身につきましては、
人権尊重と住民主体のまちづくりを柱として、住民こそ主役のまちづ
くりを実践し、せせらぎ遊園のまちづくり甲良を住民みずから汗を流しつ
くり上げてきたということと、このまちを次の世代に継承し、地域づくりの機
運を高め、地域自治の振興に資するために集落のむらづくり委員会に対して
地域自治交付金を交付しているところでございます。

また、関連して平成24年度においては、この事業も平成元年より二十数
年経過しております関係からということで、各集落の親水公園等を基本とし
て修繕事業にも取り組み、また次世代に継承できればというふうに思ってお
ります。

次にですけれども、保育園また幼稚園の統合施設ということでございます。
本町では、平成13年度より近隣地域に先駆け保育園と幼稚園を一元化し、
ゼロ歳児から5歳児まで統計立てた教育を保障するため、教育要領、また保
育指針をもとに、教育また保育の課程を立案し、保育内容の充実にも努めて
きたところでございます。

次に、子育て支援施策につきましては、他市町村では幼稚園、保育園を利
用して取り組まれているようですが、本町におきましては、子育て支援セン
ターを拠点とした子育て支援体制の強化を図るということで、そのための職
員配置、また職員の能力向上のための研修等を深めながら、甲良の将来を担
う人権感覚、また人間形成等に取り組んでいるところでございます。

その他、またいろいろとあるんですけれども、保健衛生、福祉施策をはじめ、
住民に身近な地域密着型行政施策の取り組みであると思っております。

以上です。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 次に、前町長のもとで湖東定住自立圏が彦根市と締結され、甲良

町としても現段階の取り組みの内容で本当に満足されている部分というのを1点と、今後も引き続き取り組みする内容というのをどのようなものがあるのかというのを1点だけお願いしたいと思います。

○建部議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 現在取り組まれている内容の満足されているもの、今後取り組みが必要とされる部分ということでございます。

まず、地域公共交通部会、このビジョンにおきましては13部会の39事業を事業的にはやっております。その中の地域公共交通部会というのを22年9月から取り組んでいるところでございます。この相乗りタクシーにつきましては、1区間400円、また次の区間にまたぎますと800円ということで、ご承知のように1時間前に電話予約するというところでございます。町内には交通空白地を埋めるということで50カ所ぐらいの停留所を設けて取り組んでおります。

甲良町におきましては、議員もご承知のように、甲良町新総合計画が22年4月に策定されております。この策定に当たりまして広く住民の意向を把握するために町民意識調査を実施いたしました。施策の満足度で、満足度の上位は上下水道の整備であって、下位は公共交通の利便性でございました。公共交通の利便性に対する満足度が突出して低い結果でありまして、自動車を利用することのできない高齢者や障害者のある人などの交通の利便性を確保することが重要度が高いので、湖東定住自立圏において平成22年、先ほど申しました9月より、甲良線として予約型乗り合いタクシーの実証運行をい実施しているところでございます。

主に高齢者や自動車を利用されない方の日常生活に必要な移動、通院、買い物等の支援を目的とし、現在実証運行を、この3月末まで行うということで、このことについては満足も含めてですけれど、今後の課題も残しながらこの3月末で一応実証運行するというところでございますので、今後の取り組みに対する評価をもとに、また検討、課題、また必要性等を検討していきたいというふうに思っておるところでございます。

それと、もう1点、コンピューターシステム部会というのがございます。現在使用しているコンピューターシステムや今後開発予定のシステムについて、経費の削減、事務の効率化ということで、これにつきましては全国的にも検討がされているということで、当圏域の中ででも経費の削減については関心度が高く、共同事業や共同開発について取り組んできております。

具体的には、平成24年度において圏域の中でメール配信システム、またグループウェアシステムの共同導入を考えておきまして、滋賀県における自治体クラウドへの取り組みの方針の動向も注視しながら圏域での共同運用に

ついて進めていって、経費削減、また事務の効率化を図っていく必要を考えているというところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 湖東定住圏の自立推進の経緯ということで、13項目39事業というふうな形のことをおっしゃられて、質問から出てきまして、そういう中で本当に中心都市に対して賦課金を納めるのではなくて、ちゃんとこちらの方からも甲良町が必要とする中身という、発信する情報というのをきっちりしたもので要望していかなとあかんかなというふうに思っているんですけども、甲良町が湖東定住自立圏の中心、彦根市に発信する整備があるとしたらどのようなものがあるのかというふうな形についてお答え願いたいというふうに思います。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**米田企画監理課長** 議員今おっしゃったように、中心市だけではなくに甲良と対等の立場で協定を結んでおります。そうした中、議員がおっしゃいました協定の目的につきましては、相互の役割を分担して、人口定住のために必要な生活機能を確保する。また、協調と連携を図りながら圏域全体の住民福祉の向上および地域振興を図るため、定住自立圏を形成するということが目的でございますので、当然各セクション、担当レベルにおいて各部会に参加したという時点において、甲良の課題、またそれに対してどう解決していくかということ各セクションで対応しているところでございます。

そうした中、今現在、この事業につきまして一応5年ということで22、23年、2年間経過して、あと、また今後も内容については各部会で検討されていくわけでございますけれど、今後の取り組みとして、甲良町として発信していくという部分については、まず、形的にもですけど、地産地消部会というのがあります。この部会において地域ブランド向上事業の出荷体制の強化事業において、甲良町がせせらぎの里こうら交流館の直売施設をはじめとする農産物直売所や直売コーナー等の出荷強化を図り、地産地消の広報啓発事業を含めてですけど、甲良町せせらぎの里こうら交流館の直売所のPR等、またイベントを推進するなどして、湖東地域の中心的な役割を担い、地域の地産地消の拠点づくりとしての農業振興をはかっていければと考えているところでございます。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 今ほど農村振興ということで交流村の件についておっしゃいましたんですけども、定住圏の中の一覧表でもそのような形のものが形成に関する協定書の中にも書かれていますので、引き続き対応の方をよろしくお願いいたします。

いします。

続きまして、防災についての質問にかえさせていただきたいというふうに思います。

昨年3. 1 1これは東北地方の大震災ということで端を発して、地震予知の水準というのが、特に引き上げられ、我々の近隣の断層というのが30年以内に発生する確率ということで、東海地震では87%、東南海地震では60%、南海地震では50%と、いつ発生してもおかしくない状態になっております。

先日の新聞でも私たちの琵琶湖も、高島沖湖底から水とガスと見られる物質が噴き出ているのが琵琶湖の環境科学センターの湖底調査で見つっております。そこで、甲良の災害について、防災体制の中でソフト面についての2点を質問したいと思います。

まずは、総合防災訓練というふうな形のもので、昨年は9月に実施がされたと思うんですけども、町と地域の連携のもとで実施されておりますが、特に先ほどもハザードマップというふうな形のものであったと思うんですけど、マップをつくったのはたしか私が区長のときにつくったと思うんですけども、平成18年、独居老人および老人世帯についての、どこにあるのかというふうな形のもので、安否確認というふうな形のものでもう少し自治会との連携的に必要であるというふうな形で、今も私も思っておるんですけども、その理由としては、消防団の方々、職員に対しての救済、安否確認等を必要とする対象者が即座に特定する情報データというふうなもの、マップでも構わんですけれど、そういうデータが福祉関係、また総務関係、住民関係と連携しながら作成されるというふうな形についてどうなのかというふうな形で聞きたいのと、やはり、まずは安全・安心のまちづくりで、人を守るということで、やはり人を十分にうまく避難をさせるということが重要やと思います。そういうようなことで、基本的には完全に行政の縦割りじゃなくて横割りの方向で連携をされているのかというふうな形のものについてお聞かせ願いたいというふうに思います。

○**建部議長** 保健福祉課長。

○**川嶋保健福祉課長** 災害発生時におきましては、要援護者の登録の有無にかかわらず、被災者の救助が最優先されるべきであると思っております。要援護者として登録いただいた方につきましては、事前に情報を把握することで地域内の要援護者の安否確認、あるいは避難支援を速やかに行うことができると考えておきまして、災害時要援護者登録を現在お願いしているところでございます。

平成23年9月に要援護対象者、これは原則531名把握しておきまして、

その方に発送いたしました。登録の意思のあった方につきましては115名、登録したくない、自治会に情報を渡してほしくないという方の返信があった方は23名ございまして、自治会への情報共有の許可を確認できた方115名につきましては、避難支援台帳に登録をさせていただいて、区長さんを通じて自治会に渡し、情報共有をして、災害時などに自治会で活用できるように、自治会で管理を、あるいは更新をしていただきたいと思います。

しかし、毎年対象者は当然変わってきておりますので、常にダイレクトメールで毎年送付をし、登録台帳への登録を促して登録者の人数を増やしていきたいと思っております。現在531名のうち115名しか返ってきておりませんので、それを、パーセントを上げていきたいと思っております。今後登録を推進をしていくわけですが、関係団体の連携が必要で集落におきましても取り組みの温度差がかなりあります。また、個人情報の問題等、課題も多く、個人情報の観点から十分な注意を払いながら関係課と連携して行っていきたいと考えております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 115名の方がオーケーをもらって、23名の方が拒否というふうな形があるかと思えます。これも18年に立てたときに、基本的にはそういうふうな個人情報というふうな形のもので、我々も、自治の方も非常に悩んだところなんですけども、やはり基本は3.11で、昨年地震が起こったんですけど、3月12日にも新潟で起こっているんですよ。新潟は震度6、長野の栄村で、新潟の隣接をしている地域です。人口約2,700ぐらいの人口で、大きさは多賀ぐらいのところかなというふうな形のもので。幸いにはそこは豪雪地帯というふうな形のもので雪が降るということでやかたのつくりというのが非常に強かったということで、一発目の地震ではつぶれなかった。2回目の地震で、余震ですね、それで片っ端からつぶれたというふうな形のもので、そのときに役場の職員、消防団の職員というのが、その前に既に役場の車を使って安否確認を必要とする人を回収したというか、避難所へ持っていったというふうな、連れていったというふうな形のもので、事例があります。今、インターネットで見ると、栄村の奇跡というふうな形のもので書いております。

そういうふうなものについても参考にしながら、そういうような安否確認というふうな形のもので最善の防災についての基礎ですので、やはりそういうふうな形についても掌握していただきたいというふうに思っております。

もう一つ、災害時、自治会、学区ごと、医療関係者、医師、また看護婦、または元消防団というふうな知識と力量ですね。ここで言うているのは力量、そういうふうな知識と力量のある人を、名簿を個人の承諾を得て作成し、有

事に整える必要があると思います。

その大きな理由としては、特に医療関係者というのはトリアージ、識別救急というふうな形のもので、ご存じの方も沢山あると思うんですけども、重傷、軽傷じゃなくて、要は、この人は即座に助かるか、助からないかというふうな識別救急というふうな形のもので、当然混乱が予想されるので、そういう医療関係者というふうな形のもので協力をいただかないと、そういうような施設に、特定の施設に効果的に搬送がするのが容易でないというふうに思います。そういうことを考えますと、町としてそういう方々の町の在住の方々のリスト作成というのも必要じゃないかなというふうに思いますので、その点についてお聞かせ願いたいというふうに思っております。

○建部議長 総務課長。

○山本総務課長 先ほど栄村のお話もいただきました。私も読ませてもらっておったんですけども、やはり栄村の方も、自分たちの住むまちは自分たちで考え、行動していく。また、集落単位の結びつきが強い。自治意識が高かったので素早い救済、救助につながったんだというふうなことだと思っております。

甲良の場合も、むらづくり委員会を中心に今までから自分たちのむらをどうしていこうかという活動を続けていただいております。最近ハードからソフトへということで、集落の安全・安心のために自主防災組織の活動、そういうような組織化についても議論をいただいて、実際に進んでいただいている方向づけができ始めています。自主防災の中で、今おっしゃっていただきました地域の中で埋もれている医療関係者、あるいは元消防団であるとか、いろいろ技能、経験を積んだ皆さん方、おっしゃるように医療関係者や経験者のリスト化、それを自主防災の組織の中で位置づけていただくということも大切なことだと思っております。病院が機能しないというふうな緊急事態の中で、やはり持てるものをうまく活用していくということはおっしゃるとおりだと思いますので、今後活かさせていただきたいと思っております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 それでは、ちょっと質問を変えさせていただきます。

環境こだわり農産物助成について、助成金についての質問なんですけれども、今年度より環境保全型農業直接支払交付金ということで、昨年までの丸ごと農村保全対策事業から分離されます。しかしながら、今回国・県より提示された環境こだわりの交付金支援対象となる取り組みなんですけれども、当地域の立地の関係、また技術、経済的を含めて取り組み要件のハードルが随分国の施策で高く設定されたと思います。当地域につきましても、取り組みやすい要件を協議して、引き続き国・県に要請する必要があると思います。

今、国から要件については9項目ほどあります。まずは、カバークロップということでレンゲを植えなさい。また、リビングマルチ、草生栽培ということで大豆とかそういう間に雑草が生えないように麦を植えなさい。また、冬季湛水、冬に水を湛水というか、ためなさいというふうな形のもので言われています。冬、この犬上ダムの関係で、水利権の関係でここら辺については全くそういう形のものがない。また、有機農業、堆肥投入、炭の投入というふうな形のもので、非常に今までと比べればハードルが高くなってきたというふうに思っております。

そういうようなものについて、今国から言われてどうするのかというふうな形で、今まで5年間、本当に丸ごと保全対策ということでようやく低農薬で有機肥料というふうな形のもので、化学肥料の減というふうな形のもので進めてきて、希少生物というのがだんだんだんだんようやく排水についても増えてきたなというふうな実感がわいております。

そういった中で、逆にハードルを高くされると、また農薬を増やしていったら、簡単にしたらいいやないかというふうな形になってこようというふうに思いますので、この点については引き続き国また県について、ハードルをもう少し見直すような要件というふうな形も考えていただきたいというふうに思うんですけど、それについてのお答えを、町としてのお答えをお願いします。

○建部議長 産業課長。

○茶木産業課長 今、阪東議員の方から新たに平成24年度に環境保全型農業支払直接交付金ということで説明をしていただきました。

国の方におきましては、5事業が国の施策でございます。それから、特認事項ということで、県が特別に5項目を設定して国の許可を得ているという事業、それから、県の単独という形の事業が2事業ございまして、この事業についてる地域に説明が入っているわけでございますが、今おっしゃっているように、甲良町においては本当にハードルが高い部分が沢山ございます。冬季湛水につきましては、いわゆる観光水利権の問題から許可水利権になっておりますので、そういう水の問題、そういう水利におきます湛水なんかは本町では取り組めないというふうな状況もございまして、いろいろな形の中で甲良町が今やってくる農業政策から新たに環境こだわりを今までからやっていただいている、まだプラスそういうカバークロップ、いわゆるレンゲをやるか、新たな事業を国の方から言ってくるわけでございますが、そういう取り組みを推進していく中でいろいろなハードルを、事務的にも問題が沢山、どういうふうな形の中で確認していくのかという部分の問題も沢山ございます。そういう部分似つきましても県の方から国の方にも、今要望

も出しているような状況でございますして、町としてはまた皆さん農業者のご意見をいただいて改善していくところは県に要望して、また国の方に要望を上げていただくというふうな方向で、よりよい直接支払ができるような体制づくりに持っていきたいというふうな思いをしております。

今現在は、詳細な部分についてはこれからまだまだ事務的にも詰めなければならない部分が沢山ございますので、詰めていながら交付金の支払いに取り組んでいきたいというふうな思いをしておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 今、要請は今後も引き続きしていただけるという形の解釈で。

それと、県単独助成金として緩効性肥料というふうな形のもので、県の方から10アール当たり2,000円というふうな形のもので、県議会というふうな形のもので決められるというか、決まったのか、決められるのか、ちょっとわからないんです。まだ決まっていなかったのかもわかりませんが、それについて甲良町としてそこにプラスアルファというふうな形の積み上げ金というふうな形については助成をいくら上げるかというふうな形のもので質問をしたいんですけれども、よろしく願います。

○建部議長 産業課長。

○茶木産業課長 県の方が新たに2事業をここに単独でプラスされてこられました。緩効性肥料ほか1件でございますが、これにつきましては県の方からご要請をいただいているのが3,000円をベースにということで10アール当たり単価を決定をされております。そのうちの2,000円が県の方で決められておりますし、残り1,000円につきましては本町の方で負担をしながら3,000円に取り組んでいこうというふうに予算を計上もさせていただいているところでございます。

それと、きのう、新たに平成24年度の主要事業の予算概要ということで、14ページでご説明をしておりますが、5段目に、環境こだわり農業支援事業ということで、町の単独事業を追加していこうということで157万5,000円の予算計上をさせていただきました。そういうことから1反当たり1,000円、いわゆる10アール当たり1,000円の、そこに甲良町独自で政策をしていこうということで緩効性肥料等につきましては、最終的には農家の手取りが10アール当たり4,000円ということで今予算計上させていただきます。

以上でございます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 支援補助金ということで157万5,000円でしたっけ。その

金額が今の言う2,000円に相当する部分というふうな形と思ってもよろしいんですかね。

○建部議長 産業課長。

○茶木産業課長 そのとおりでございます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 となりますと、端的にこれを割ったら790反ぐらいですね、補助が。その金額が正しいか、正しくないか、ちょっとわからない。結局我々のところで440ぐらいやったかな、それぐらいの反別が、440アール反別があるので、それで甲良町全域で足りるんですか。そこら辺をちょっと。

○建部議長 産業課長。

○茶木産業課長 この157万5,000円の単独につきましては、10アール当たり1,000円という考え方をしておりますので、1,575反が対象になるということでございますし、従来からの国が定めている、県も定めておられます3,000円に、2,000円が県でございます。ここで1,000円。別個に、新たに町単独の支援があるということでご理解を願いたいと思います。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 わかりました。

それでは、続きまして、水道事業についてご質問させていただきます。

先ほども水道の取水というふうな形のもので既に問題が発覚して、私が今ここで質問をいただきたいのは、30年間というふうな形のもので、全く不明というふうな形で、ある新聞で30年間というふうな形で載っていました。これは取水にもかかわらず、漏水も、いろんなことが発生がすると思います。そういった中で、そういう水道に対しての検査体制のあり方というふうな形についての問題というふうなところがあるかと思えます。

甲良町民というのはいろんなそういうふうなことは見ていると思うんですけども、基本的にはそういうふうな歯どめというふうな形のものでどうあるべきかというふうな形のもので求めていると思うんです。

そういうような形について、今後先ほども議員みずからそういうような形のもので、時期がいつそういうような形のもので徴収するというか、ところがなかつたんですけど、そういう時期も含めて、やはりそういう歯どめというのを公開的にちゃんと、いつまでに調査し、いつまでにこういうような形のもので歯どめをやっていきますというふうな形のもので明確になっていないと、やっぱり信頼も置けない。

まして町、この議員になって私も初めてでわからないんですけども、NHKでいろんな問題が起こって、基本的には徴収料も払わんぞというふうな

形のものいろいろ出てきて、最終的には払わん方については裁判にかけるというふうな形にもなってきたようなところですよ。そういったことも含めて、やはりいろんな形のものも、最終的にはこういうふうな形のもので町としてやっていきますよというふうな歯どめをしっかりとやっていただきたいというふうに思いますので、そういうようなところに対してしっかりとした、町としての回答を欲しいんですけども、お聞かせ願えますか。

○建部議長 水道課長。

○茶木水道課長 まず、不正取水という形で我々が通報を受けたとします。その場合、その家の家族構成とか、いろいろなことで判断をしますが、生活実態がそれぞれ家によっていろいろ異なりますので、使用量が端的に、この家はどれだけというふうな判断ができないということで、よほど大きな変化がない限り確証が持てない。だから、確証が持てなければ実際調査に行けないというのが現状でございます。

例えば、昨年メーターボックスを直結していたというふうな通報がありました。それでも三、四カ月かかって調査をしました。メーターボックスの場合はボックスをあけたらわかりますので、それでメーターは我々が確認に行けると。メーターを読みに行くというふうな形がとれますので、そういう形で、もし家の人に聞かれてもそういう形で答えられるという形であってもなかなか証拠をつかむまでできないというふうな形がございます。何とか現場を押さえたというふうなことでございますけども。この場合でもそういうことでございます。

バイパス管の場合は、特に目に見えません。要するに、ボックス以外から引いているということでございますので、なかなかそういうふうな確証を持つというのが、つかめないというのが現状でございます。

そういうことで、新聞にはそういうことで30年間云々、載っておりますけど、行政といたしましては確証がつかめない限りは行けないというふうなことでございます。

よそで聞きましても、そういうふうな形で、よほど確証がつかめなければ実際に踏み込んで調査することはできないというように聞いておりますので、まことに議員の意見とちょっと違うんですけども、そういう形で、現状はそういう形で今まで来たというふうなことでございます。ただ、我々としては加入者に対して、やはりもう水道を不正しないというふうな形の常識に頼るしかないというふうなことでございます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 それでええんでしょうかね。検査体制というふうな形のもので問うているんですよ。基本的には、要は今告発があったから行きますよ。だか

ら、定期的な検査体制というのはいないんですかという、それについて。

○建部議長 水道課長。

○茶木水道課長 申しわけございませんけど、ございません。

○建部議長 水道課長、検査体制とか、調査とか、歯どめ策があるのかないかと聞いてたら、何もありませんというのは、これは答えじゃないよ。考えなあかんことやろ。もう1回答弁。

○阪東議員 今ほど議長から補足をしていただいたんですけど、要は、住民からして何が問題やったんや。それは、全然体制がなかったんや。体制がなければ体制を確立してくださいよというふうな形になってくると思うので、その確立をどうされるのかというふうな形のを今後決めてもらいたいというふうな形でございます。どうですか。

○建部議長 水道課長。

○茶木水道課長 水道の検査に入りますには、まず家の同意書が要するというふうなことがありますので、先ほど議員さんにおかれましても同意書を、議員みずから示すために同意書をいただくというふうな形でもらっているわけでございます。だから、水道課が単独で検査するとか、そういうようなことができませんので、まずは同意書が要ということがまず1つ、検査に行くにしても同意書が要するというふうなことでございます。

あと、メーター器が傷んだとか、そういうようなことにつきましては我々が直しに行きますけど、それ以外についてはそういうふうに行けないというのが現状でございます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 同意書がいただけなければ検査に行けないというふうなことなんですけど、要は、需要者と供給者というのがありながら、やはりそこでそういういろんな信頼関係もあると思うんですけれども、そういった中で、同意書を出してくれはる人はええんかもわかれへんし、それはそれで検査に行ったらええ。それも1つの手でしょう。同意書で出さない人がもしかしたらどうするんかというふうな形のを、やっぱり今後つくり込んでいかないとだめだと思います。そういうふうなものを含めて検査のあり方を今後つくっていただけるんですかというふうな形で聞いたんです。

○建部議長 水道課長。

○茶木水道課長 水道法第17条に、検査に行く場合には当人の同意が要するというふうなことがありますので、法律改正をしない限りできないということでございます。

○建部議長 阪東議員、これは水道課長に聞いても。

○阪東議員 一応これで質問を終わりにさせていただきます。最終、質問で本

来私の思っていたところまでもらえなかったんですけれども、これで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○**建部議長** 阪東議員の一般質問が終わりました。

続いて、2番 野瀬議員の一般質問を許します。

野瀬議員。

○**野瀬議員** 2番 野瀬でございます。

私ごとになりますけれども、私は平成19年、当時高校生の三男を交通事故で亡くしております。その事故以降、もうこれ以上同じ悲しみをしてもらいたくないという気持ちを強く持ちまして、交通死被害者の会に現在入会しております。現在は会員の世話役をやらせてもらっています。私の現在の立場から、甲良町の交通安全について次の質問なり提案させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

まず、甲良町の中で比較的通行量が多く、歩行者の通行量も多いという交差点ですけれども、役場前の県道の交差点、ここが甲良町の中では比較的そういった場所だと思うんですけれども、ここで出会い頭の事故、たまにあそこで看板等が上がっておりますけれども、比較的多く発生していると私は思っております。

また、事故にはなっていないんですけれどもヒヤリとしたと。そういうことも多くあると思ひます。現在、甲良町として交通事故対策、この辺においてどういうことを考えておられるか。ご答弁をお願いします。

○**建部議長** 総務課長。

○**山本総務課長** それでは、役場前の交差点についての事故の内容、あるいはその安全策ということでのご質問でございます。

事故の内容でございますけれども、歩行者や自転車の事故はないように思ひますけれども、車同士の事故が夜間、あるいは早朝に年間2件あるいは3件発生しているのかなという思ひでございます。どちらかが信号を見落として、あるいは無理をしてというふうな事故かと思ひます。

信号につきましては22時以降点滅の信号もあるんですけれども、この箇所は危険な部分も多いと。そういうふうな時間が遅く、あるいは早朝にというのがあろうかということで、信号機は作動された形で、ずっと作動された形になっているんですけれども、無理をしてのということでの事故があるのかなという思ひをしております。

疋田散髪店前の歩道帯につきましては、平成23年度課題になっておりましたけれども、皆さんのお力によりまして信号移設によって歩道帯の確保がされまして、中学校へ登校する生徒、あるいは住民の方にも安全を確保していただけたのではないだろうか、というふうな思ひでございます。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ありがとうございます。

車同士の事故がほとんどということだったんですけども、歩行者絡みの人身事故、これが一番気になるところなんですけども、もしそういうなのが1件でもある、もしくはヒヤリハットというところで、そういう事象があったということであれば、私は実はこの信号を、歩行者は車両がすべてとまった状態でわたるといふ歩者分離信号に変えて交通弱者の巻き込まれの事故、これを防ぐのいいかなと思ったんですけども、その辺はちょっと今の話、ないということですので、ちょっと状況を見させていただきます。

歩者分離信号ですけども、現在信号のタイミングを変えるだけですので、新たに信号をつけるとか、そういうなんではございませんので、費用的な面はかなり低く抑えられると。町の信号ではないと思いますので、県道ですので、町の費用ではないと思いますので、できればそういう形に変えていただけるのいいかなと思います。

どういふものかなというところにつきましては、近くでは彦根の市民会館前、ここに歩者分離信号がついております。全国的にも交通の災害の防止というところで信号、歩者分離信号に現在変わりつつあると、移行しつつあるというところでございます。タイミングを見計らって、子どもたちが巻き込まれ事故に遭わないように、その辺の検討もしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、横関の保育所前、ここから北落の工業団地ですね。ブルーベリーのところなんですけども、行く交差点がありますけども、実はあそこの道というのがこの目の前を見てもらったらわかりますけど、ここの道の抜け道として利用されております。あそこ、実は信号がないんですよ。だから、こちらの方の信号がある道を使わずに、あそこの抜け道をかなり沢山の車が使用していると。それも朝夕の通勤時間帯がほとんどです。その時間帯は、逆に言うと子どもたちも通学、特に中学校なんですけども、通学しているというところですよ。

単に量が多くてちゃんと交通事情を守って、交通ルールを守って通行しているということであれば構わないんですけども、実は北落、古川の方が優先道路なんですけども、抜け道の方、いったん停止しないといけないんですけども、いったん停止せずにそのまま走っちゃうと。いったん停止のマークはあるんです。道路に対してもいったん停止ということを書いていただいています。

ですけども、やっぱりそういったいったん停止しない車はかなり多いという現状がありまして、過去にも人身事故までは行ってないんですけども、

物損事故、何件か、私、知っております。このところで現状、この交差点の事故状況ですね。どうなっているかというのをよろしくお願いします。

○**建部議長** 総務課長。

○**山本総務課長** 事故の状況ということでご質問いただきましたので、今、駐在所の方にもお聞かせをいただきました。事故として届けられているものはゼロ件ということでございます。物損もここ1年はないということをお聞かせいただきました。言われますように、総務課の方も朝夕抜け道として交通量が多くなっているということは把握はさせていただいています。平成23年度に南北に薄くなっています減速帯ですけども、それに対して対策をとるということで、薄くなった減速帯の引き直し、白線によりますけども、そういうふうなことで安全の確保を現状図っているというところでございます。

○**建部議長** 野瀬議員。

○**野瀬議員** 舗装していただき直したというのは存じております。ただ、それ以降もやはりとまらないという車が多くあると。先ほど物損事故、事故届があまり出ていないというのは、物損で示談で済ませているというので届けられていないのかなという気はしています。

この辺のところの事故防止ということで、やはり南北の方はとまっていたかかないといけないというところで、1つ、提案なんですけども、でこぼこの舗装ですね。これをしていただいて車の方にアピールすると。この辺のところをすぐにできないんかもしれないんですけども、一度頭に置いておいていただいて、今後の何かのタイミングでそういった方向で考えていただくというところでよろしくお願ひしたいんですけども。

それと、今、例で保育所前から北落工業団地、この間の交差点のことを話しましたが、抜け道として利用されていて、ここはというところがもしあればご紹介ください。

○**建部議長** 総務課長。

○**山本総務課長** 抜け道としてということでおっしゃっていただきました。非常に道路事情がだんだん変わってきているということから、数カ所そういうようなところがございます。今もおっしゃっていただいています南北の道路でございまして、その道につきましては横関の方の保育園、あるいは、もう少し北側の畑地との交差点、そこら辺のところはかなり事故も多いのかなど。また長寺東の、ずっと行った信号のところ、そういうようなこともございます。最近の方では、事故の多発しているというのは1月12日に死亡事故も起こったんですけども、下之郷と豊郷との境界域、そちらの方でやっぱり抜け道として多く利用されておりまして、事故が多いと。特には、実はうちの方、安全施設ということでラインを引き直したり、また標識を立てた

りという対策はやらせていただいているんですけども、私も1月12日の次の日に、その現場を確認に行ったときに、そこでもまた続けざまにございました。非常に見やすいし、いろんな標識もありますし、がたがたもついておりましたけども、全然いったん停止をされないというふうなことがあって事故を目撃したわけですけども、そういうふうなこともありまして、そこら辺の新しい農道関係のところをどう対策をしていくのかというのが課題かというふうなことは思っております。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 田舎の道の事故の特徴としては、比較的交差点も見やすい、ちゃんとわかっているんですけども速度も落とさずに通過して、結果的にぶつかったという事故が多いのが実情です。何でこんなところでというのが実際疑問も持たれるところだと思います。この辺は総務課の方でも、今後十分注意していただいて、効果ある対策を打っていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○建部議長 総務課長。

○山本総務課長 今おっしゃっていただきましたように、総務課としての対策とおっしゃっていただきました。十分理解はしておるんですけども、なかなか功を奏するということは難しい部分もあるのかなという思いをしております。いろんな施設関係での充足については、こちらの方、一生懸命取り組ませていただきますし、交通ルールを守っていただくような、そういうふうな啓発に努めたいと思っております。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。よろしくお願ひします。

続きまして、これ、かなり頻度が高く事故が起こっている場所なんですけども、西明寺、ここの国道での事故ですね。かなり事故は多く発生しております。現在までに路面の表示とか、そして反射板、そして、ガードレール、この辺のところも対策をとられているんですけども、やっぱり事故が減らないと。何かあるんだと思います、あそこ。一つ一つ事故を検証して事故対策を打っていかないけないと思うんですけども、県道ですので、甲良町というよりも、甲良町と土木、この辺のところ、協力していただいて事故がなくなるようにというところでの対応ですね。甲良町からは、ひよっとすると提案ということになるかもしれませんが、その辺をよろしくお願ひします。

○建部議長 建設課長。

○若林建設課長 議員が申されますように、昨年4月29日に最近では80歳の男性の方の軽自動車と大型トラックが、トレーラーと正面衝突して死亡事故が発生しております。307号線につきましては、建設当時のご存じの

ように、道路も幅員も狭く、また急なカーブでございます。そういうことがありますので、その後滋賀県、京都府、大阪府を結ぶ重要な幹線道路となり、交通量も、そして特に大型車の通行が増加してまいりました。このためにこの道路の沿線の市町が国道307号改良促進協議会を設立いたしまして、国に対して国道の改良工事の促進の要望活動を毎年行っているところでございます。

甲良町におきましても、福寿橋のかけかえを皮切りに、国道の改良工事を順次進めてもらっているところでございます。現在は池寺地先のところの道路の改良と歩道の設置を行ってもらっているところでございます。今後も議員のお尋ねのとおり、西明寺付近の国道の未改良部分がございまして、この未改良部分につきましても早期の着工をしていただけるように要望していきたいと、こう考えております。

○**建部議長** 野瀬議員。

○**野瀬議員** ありがとうございます。よろしく申し上げます。

続きましてですけれども、今年の冬ですけれども、予想以上に雪が降り、雪が降っただけじゃなしにかなり積もりました。除雪にもかなり苦勞されたということは聞き及んでおります。普通の除雪の道路についてはそれで一生懸命やっていたというところで構わないんですけども、歩道のある道路ですね。ここの除雪は道路は除雪していただいたんですけども、歩道にまだ雪が残ったままだと。小学生なり、自転車通学している中学生、やっぱりそこを走れないので車道の方に出るんですよ。この辺の危険性というところもありますけれども、まず、歩道というのを除雪に関してどうなっているか。おそらく今の現状を見ていると、除雪の対策は何もないんだと思うんですけども、その辺をどうお考えかというところを聞かせていただきたいんですけど。よろしく申し上げます。

○**建部議長** 建設課長。

○**若林建設課長** 議員が申されましたように、今年の雪は大変な雪でございました。積雪時に道路交通を確保するために通学道路を含めて除雪対象路線を決めて除雪作業を今現在12業者に分割して実施しているところでございます。ただし、議員が申されましたように、通学道路であっても道の狭い歩道とか、そういうところの除雪は現在行っておりません。

特に今年の2月2日の雪は大変な量でございまして、朝からずっと一日中降り続いたという状況でございます。特に気温が上がらなかったもので、その雪が圧雪されて、そこがまたわだちになって非常に危険な状態になっていたというように私もパトロールしていて判断いたしました。

それで、そのつど除雪業者に連絡をとり、除雪を行ったところでござい

すが、何分あのときの雪は非常なもので、なかなかきれいにあけられなかったかなと、こういうぐあいに思っております。このようなときには、やはり自助・共助の応援をお願いして雪どけをしていただきたいと、こう考えております。

○**建部議長** 野瀬議員。

○**野瀬議員** その辺の話はわかりました。自助・共助というところもそうだと思います。

アナウンスですね。やっぱり町としてはここまでやりますよと。それ以外の、先ほど私が申しました歩道の部分とか、その辺であけないけないというところに対しては、各区の方でというような1回アナウンスを、どちらにしても大雪というところの限定になると思うんですけども、今年はそこまで雪は降らないと思いますので、来年のまた豪雪の時期にそういったアナウンスをしていただくのも1つの手かなと思いますので、またよろしく申し上げます。

続きまして、次に行かせてもらいます。

尼子駅の下の方ですけども、中山道と8号線との間の道路についての質問です。ここは道路拡張のまだ未整備、一部ができていて一部ができていないという未整備の場所になっております。場所的には、ここは甲良町ではなく彦根市という区域になっておりますので、彦根市のおそらく計画としては、あそこを拡張するという計画はされていると思うんですけども、ここを実は使用するの、皆さんご存じのようにほとんどが甲良町民やと思います。甲良町民が使用するんですけども、なかなか彦根市というところでの対応が、甲良町民から見ると遅いなという気はしています。

今年の冬も先ほどの話で雪が沢山降ったというところで、この未整備区間で田んぼに自動車が落ちているとか、そして、通学の自転車で、この自転車が田んぼへはまっているとかいう話も幾つか聞いております。今後のあその道路拡張の計画ですね。それがどうなっているかというのをご提示願います。

○**建部議長** 建設課長。

○**若林建設課長** 議員がお尋ねの箇所は、県道敏満寺野口線の中山道の交差点と8号線の交差点と理解いたします。今申されましたように、そのところは彦根市の領域となっており、甲良町が直接関与することができませんが、本町の、今申されましたように重要な幹線道路でございますので、事あるたびに各方面から改良してほしいということで要望を続けているところでございます。

事業主体であります湖東土木事務所の方に現状を尋ねてきたところにより

ますと、今、進めているのは8号線の方の交差点の方を、改良工事を、改良事業を進めているということでございます。当初は甲良町側の方、東側の方だけの交差点改良を考えていたみたいらしいんですけども、河瀬川の西側の方も改良しないと交差点改良にならないということで、今年度その詳細設計を行ったというところでございます。それで、今月にその用地買収に向けた境界確認をこの月、3月に実施するというところでございます。

併せて、甲良町側の方、東側につきましても用地買収を進めているところですが、もうあと一步のところちょっと同意が得られていないということでございました。中山道の方の交差点につきましても、この8号線の方の交差点がある程度のめどがつき次第、順次交差点改良を進めていきたいという土木のお話でございました。

○**建部議長** 野瀬議員。

○**野瀬議員** ありがとうございます。

そこで、土木事務所の方に話をするとき、結局右折車、右折どまりになって信号が変わったとしても2台、3台しか行けないと。いらいらが募ると。この辺からまた事故を誘発されるというところもありますので、その辺のところを強く押ししていただきたいと思います。

そしてもう1つは、あそこの8号線の交差点の青になっている時間がちょっと短いように思われます。その辺も含めて一度お話をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○**建部議長** 建設課長。

○**若林建設課長** ただいま議員が申されたように、湖東土木事務所の方には話をしていきたいと思います。

○**建部議長** 野瀬議員。

○**野瀬議員** ありがとうございます。

以上、今までのところで交通安全についての質問でした。

これから、産業振興についての質問をいたします。

この部分については、私、新人議員ですので、よくわかっていない項目、沢山ありますので、教えていただきたいというスタンスで質問させていただきます。今後の甲良町を考えたときに、産業振興というのは絶対必須な項目だと思っておりますので、よろしくお願いします。

まず、せせらぎの里こうら、これの活性化というところで、今現在ですけども、道の駅に向けての動きがありますけども、全国道の駅を見たときに、失敗したところ、そして成功しているところ、いろいろあると思います。そこから辺を十分、こういうところで成功しているんだな。こういうことをやっぱり失敗しているんだなという事例を十分調査して大胆な事業計画を練らな

いと、なかなかこれを、今のせせらぎの里こうらを発展させるのは難しいと思います。

このせせらぎの里というところで、きのうも全協で質問させていただきましたが、赤字になっては困るので、要はどんどん発展して行ってほしいと思うので、このせせらぎの里こうらの今後目玉になるようなところ、ここを目玉にして売っていきこうというところがあれば、具体的に活性化案というところでご提示願いたいんですけど。

○建部議長 準備室長。

○阪東直売所準備室長 議員さんから質問のございましたせせらぎの里こうらが地域の目玉になるにはどうかという質問でございます。

そのための最大の課題は、交流館の中心でございます直売所がどういうふうになるかというふうに考えます。その最大の課題は、やっぱり農業産品、加工品等々の陳列品の拡充、充実が一番大事やというふうに考えております。これに対しまして、町といたしましては、平成19年度から園芸作物振興事業の助成を拡大いたしまして、農業基盤の整備ということで、例えばビニールハウスの助成とか、その、ビニールハウスの張りかえ、そして上水道の布設、料金の補助、そして、種苗代への補助等々、実施いたしまして、施設野菜、果物、花等の品目とか品質、そして出荷量の充実を推進してきました結果、一定の成果がございました。

直売所でもこういうようなことは十分に認識はしておりまして、例えば花卉部会とか、露地野菜部会、施設イチゴ部会、果樹部会、給食部会等々で協議をいたしております。特に直売所の中で大きな売り上げを占めております花卉部会と、それと野菜部会では、新品目の導入とか通年生産計画の確立、それと、品質の規格の統一に向けまして研修会とか協議を行っております。

地道ではございますけども、これを続けることによって陳列品が拡大、拡充をいたしまして、来場者が再び訪れてくれます、リピーターを確保できる、そういうようなサイクルをつくっていくことが一番大事やというふうに考えております。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 今おっしゃって、答えていただいたのは、私、方策としては延長線上という、私の思っているのは、そこを飛び越えた格好で何らかの手を打たないとなかなか難しいところがあると思います。そこを、今おっしゃっていただいたところで赤字になるか、黒字になるかというところで、とんとんプラスぐらいになるとは思いますが、やっぱりせせらぎの里こうらというところを今後十分発展させていただきたいというところにおいては、もう1つ、一工夫要るなと思いますので、それはおそらく今答えてもらいにく

いところだと思いますので、十分そこは考えていただきたいと思います。よろしく願います。

続きまして、甲良町に対しての特産物、これ、せせらぎの里こうらというところに出品するということもふまえてですけども、この特産物に対してJAと町行政、どちらが主導を持ってやっていくのか。やっぱり甲良町といったらこういう特産物があるなど。先ほど言われていたいろいろ品ぞろえをする。これも大事なことやと思います。それ以外にも甲良町へ来たらほかのところにはないこういう特産物があるなど。品質もいいし、充実しているなどというところの特産物ということを新しくというか、開発していかないといけないと思います。この辺のところの取り組みがあるのかどうか。そして、JAと町行政の割り振りですね。この辺がどうなっているのか、お答え願います。

○**建部議長** 準備室長。

○**阪東直売所準備室長** 先ほど説明させていただきました園芸作物振興事業の助成の関係で、甲良町内にもトマト、イチゴ、ブルーベリー、カキ、野菜類等の、そういうような生産農家がだんだんと増えてきました。それと、一方、特産品の開発の町の役割ということで、先導的に21年度に関しましてはサクランボの実証圃場、そして、22年度に関しましてはレモンの実証圃場はやってきました。そして、今年度に関しましては、ミニトマトの苗を直売所の会員さんの方に配布を行っております。

それと、JAの特産品へのかかわりということに関しましては、厚生社農業近代化推進協会といたしまして、地域条件に適合した園芸作物の栽培試験への取り組みといたしまして、町と協働してサクランボとかレモンの実証圃場の栽培を実施しております。

それと、ほかに特産品に関しましては、町が助成金を使いましてグループの取り組みといたしまして、コンニャクとか米粉パン、そしてピザ等の加工品の製造をやっておられる方も出てきております。

○**建部議長** 野瀬議員。

○**野瀬議員** いろいろ取り組まれているというのはわかるんですけども、もう一つ、サクランボならサクランボ、これはというようなものが何か1つ欲しいと思いますので、その辺をまた考えていただきたいと思います。

甲良町というのは多賀町のような大きい企業が現在ございませんので、農業が中心の地域です。それも農業が個人経営から営農というところで変わっていくということもありますし、国の政策としても1次産業、2次産業、3次産業、ここらへんを合わせて6次産業化というところでその方針を打ち出しておりますので、生産から加工までという農業のそこで視野に入れた行

政施策ですね。やっておられると思うんですけども、農業者へのこの辺のアクション、6次産業としてのアクション、どういう形で進められているか、お答え願えますか。

○建部議長 準備室長。

○阪東直売所準備室長 6次産業化への取り組みに関しましては、ただいませせらぎの里の方で加工室というのもございます。ここが中心に甲良町でできた農産物を中心に加工はいたしまして販売というような形で、個人とかグループではないんですけども、直売所を中心に考えております。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 そしたら、そこら辺はまだこれからというところだと思いますので、スムーズに道に乗れるように、よろしくお願いします。

それと、続きまして、農業以外のところですけども、町財政の健全化というところで、やっぱり今の甲良町にもう一つ欲しいかなと思われるのが、新たな優良企業の企業誘致、この辺で町財政がもう少しよくなるというところが欲しいんですけども、その辺の計画、今現在ございますでしょうか。

○建部議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 野瀬議員の企業誘致、その計画はあるのかということに対してお答えしたいと思います。

議員言われますように、雇用対策、また人口増、税収増益を図る上で新たな企業誘致は必要と考えております。そういった中、甲良町の新総合計画の土地利用構想では、自然と調和する土地利用、農地の多面的機能が行かせる土地利用を進める等、うたわれております。町の全農地の約93%を対象に、県営圃場整備事業が実施されております。農業からなる土地利用で本町につきましてはありまして、新たな企業を誘致するための用地の、その開発用地は限られているところでございます。

今後は、自然環境の保全との調和を図りつつ、計画的な土地利用を推進して、新たな優良企業の誘致できるような工業用地の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。現在のところ、企業誘致ということでは民間所有地の約33ヘクタールの1カ所でございます。この土地が活用できればというふうに考えておるところでございます。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ありがとうございます。ぜひとも優良企業を誘致していただくように、よろしくお願いします。

続きましてですけども、現在、愛荘町でスマートインター、これの工事が進んでおりますけども、甲良町スマートインターができてどんな恩恵があるのか、そして、その恩恵を待つだけじゃなしに、それを積極的に、有効的に、

スマートインターができたことによって甲良町をよくしていくという方策、もちろん観光という面では西明寺に対してお客さんが沢山入るといのはわかっておりますので、それ以外のところですね。それ以外のところで何か有効利用策というところでお答えを願いたいんですけども。

○建部議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 観光目的以外ということでございます。

このインターができるということで、1つ目には、今ほど企業誘致のところで申し上げました307にも近いということで、民間所有地の活用ができればということをご1点思っております。

2つ目につきましては、当然町内を含めて開通に伴う交通量も多くなるということが予想されておりますので、町道池寺下之郷線を県道に昇格願い、県による道路拡幅工事を進めて、このインターに向けてのアクセス道路としての実現に向け近年県土木に要望しているところでございます。

3つ目につきましては、せせらぎの里甲良と核とした地域の地産地消の拠点づくりとして本町の農業振興を図っていききたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。これも積極的に、スマートインターが近くにできたということで、有効利用できるようによろしくお願いします。

それと、甲良町の今後を見据えて産業をどのように活性化させるかというところで、今現在道筋が、今すぐのことじゃなしに、行く行くこういう形で産業を活性化させていきたいというところの道筋があればご提示願います。

○建部議長 町長。

○北川町長 企画監理課長が申し上げましたように、甲良町は正直申し上げまして、農地が全体の54%ですか、あります。その農地のうちの93%が圃場整備をしているというようなところから、なかなか農地転用はできない。幸い北落さんには協力をしていただいて、圃場整備のときに工業団地として土地の提供もいただきました。唯一の工業団地が北落のあそこの周辺かなというように思いもいたしております。それ以外のところでなかなか、じゃ、企業誘致しようという土地があるかということ非常に難しい。

先ほどから監理課長が説明しましたように、33ヘクタール、これも正直申し上げますと、大林組さんが所有している土地であります。それは307に近いんですが、307から直接そこにアクセスできる道路はございません。したがって、インターが一昨年、来年開通するということを前提に準備が進んでおりました時点から、実は大林組さんの方には一昨年の8月、東京の品

川の本社の方にも寄せていただいて、そして、できるだけ企業誘致をするときには協力をお願いしたいというような話をさせていただきました。

結果、あそこの土地については損金勘定で処分してあるから、使ってもらえるものであれば提供しますというような回答もいただいております。ですから、そのときには湖東三山のインターができるで、アクセスが非常に近いですよと。3分か4分で行けますよというようなことからぜひともお願いしたいというようなことでお話はさせていただいて、なおかつ昨年も念押しじゃないですけども、再度訪問させていただいて話もさせていただきました。

したがって、いつでもそういう企業誘致の話があれば協力しますというようなことから、実は県の方と県の土地開発公社にもございます。そこにも実は甲良町と隣の旧の秦荘、今の愛荘町ですけど、旧の秦荘の常安寺、竹原、あの周辺が山続きで丘陵地帯であるわけです。したがって、2町で協力しながら土地開発公社の方にもお願いしながら、企業誘致を積極的に取り組んでいきたいというような話もさせていただいております。

これは昨年11月ごろですか、村西町長と私と2人で開発公社の方にも寄せていただいたというようなことと、今現在、古河ASさんが、一昨年1月5日の日ですか、古河社長が新年のあいさつにお見えになったときに話が出ました。それから、約1年半、2年がかりで地元地権者の人と交渉なりをさせていただいて、あそこが唯一、実は古河ASさんの北側の田んぼだけが圃場整備がしていない部分であるというようなことから、やっと農地転用が今できる状況になって、地権者との売買契約が完了したというようなところまで来ました。その土地が32反、約1万坪弱ですね。それだけの大きな土地を古河ASさんが買収をするということが決定をしております。今後埋め立て工事を含めて着工されるというようなことで、古河ASさんの方も企業の回復状況にあることから、最終的にはあそこに3階建ての工場を建てるというようなことと、本社ビルは5階建てを建てる。従業員は、最終的には500人ぐらい増やすというようなことから、甲良町にとっては、ぜひともそういう機会に甲良町に住んでもらってそこで働いてもらえるというような環境づくりをこれから取り組んでいきたいなというような思いもいたしております。

したがって、今後は湖東三山のインターができることによって、企業のそういう部分のアクセス道路としても非常に利便性のええ場所ですから、特に大林さんについては協力を、隣町の愛荘町さんとしながら、私も東京では東京県事務所の方やら滋賀県人会の方なり、いろんなどころに行くたびにその宣伝もさせていただいて企業誘致の、そういうリストがあったらぜひとも紹介してほしいというようなお話もさせていただいております。

それ以外に、あと強いて言えば、個人で持っておられる、そういう部分の1万1,000坪でしたか、そういうのもございます。それも、もし希望があればそういうところを紹介もしていきたいなというようなことから、田んぼが多い中で、残された、限られた部分の土地についてはそういう形で積極的に企業誘致に取り組んでいきたい。このように考えています。

○**建部議長** 野瀬議員。

○**野瀬議員** ありがとうございます。いいお話を聞かさせていただきました。単に企業誘致だけじゃなしに、いろいろ付随して甲良町の人口が増えていく。いろいろ、だんだんだんだんいい方向に回っていくと思いますので、ぜひとも強力に推し進めていただきたいと思います。

以上で、一般質問、野瀬の分、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○**建部議長** 野瀬議員の一般質問が終わりました。

この続きは、あす午後1時30分より4人の議員の一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦勞さんでございました。

(午後 5時10分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 西 川 誠 一

署 名 議 員 濱 野 圭 市